大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.8.2.1(2) a．(c) iii．の記載より引用】 (c) Ａ格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による代替格納容器スプレイ 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり運転員等１名及び緊急安全対策要員 2 名により作業を実施し、所要時間は約 75 分と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。ディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	【比較のため 1.13.2.1(1) c．(a) iii．の記載より再掲】 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 20 分以内で可能である。 e．復水貯蔵タンクを水源とした原子炉ウェルへの注水 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉ウェルへの注水手段は，原子炉格納容器頂部注水系（常設）がある。 (a) 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉建屋等の水素爆発を防止するため，復水貯蔵タンクを水源として原子炉格納容器頂部注水系（常設）により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却し，原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制する。 ⅰ．手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において，原子炉格納容器内の温度が 171℃を超えるおそれのある場合で，原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水が使用可能な場合※2。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。 【1.10.2.1(2)a.】 ⅱ．操作手順 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水手順については，「1.10.2.1(2)a.原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施し，作業開始を判断してから原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェル注水開始まで 15 分以内で可能である。 なお，一度ドライウェル主フランジ部が冠水するまで注水した後は，蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し，ドライウェル主フランジ部が冠水する水位を維持することにより，ドライウェル主フランジのシール部温度をシールの健全性を保つことができる温度以下に抑えること	(iii) Ｂ－格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器下部への注水 Ｂ－格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器下部への注水操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）２名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してからＢ－格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器下部への注水開始まで 45 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	が可能である。 【比較のため 1.13.2.1(3) d．の記載より再掲】 d. ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水 ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水手段は，ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。	h．燃料取替用水ピットを水源とした使用済燃料ピットへの注水 燃料取替用水ピットを水源とした使用済燃料ピットへの注水手段は，燃料取替用水ポンプを使用した注水手段がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.11.2.1(1)の記載より引用】 (1) 燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能喪失時又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。	(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に，ろ過水タンクを水源として，ろ過水ポンプにより，ろ過水系配管，補給水系配管，残留熱除去系配管及び燃料プール冷却浄化系配管を経由して使用済燃料プールへ注水する。	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に，燃料取替用水ピットを水源として，燃料取替用水ポンプにより，使用済燃料ピットへ注水する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L.+33.06m以下まで低下している場合。	ⅰ．手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至り，ろ過水ポンプが使用可能な場合※。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し，復旧が見込めない場合。 ※設備に異常がなく，電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。 【1.11.2.1(1)c.】	ⅰ．手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60℃を超える場合，又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P.32.58m 以下まで低下している場合。 【1.11.2.1(1) a.】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照
	ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水手順については，「1.11.2.1(1)c.ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 燃料取替用水ピットを水源とした燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順については，「1.11.2.1(1) a．燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.11.2.1(1) 燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水の記載より引用】 c. 操作の成立性 上記の現場対応は１ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約20分と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	【比較のため 1.13.2.1(3) d．ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水の記載より再掲】 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）２名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してからろ過水ポンプによる使用済燃料プール注水開始まで 45 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで 35 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
(5) Ｎｏ．３淡水タンクから復水ピットへの補給 重大事故等の発生時において、蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、Ｎｏ．３淡水タンクから復水ピットへ補給する手順を整備する。 a．手順着手の判断基準 蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し、通常水位低警報が発信した際に、Ｎｏ．３淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 b．操作手順 Ｎｏ．３淡水タンクから復水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.13.4 図に、タイムチャートを第 1.13.5 図に示す。 ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等にＮｏ．３淡水タンクから復水ピットへの補給を指示する。 ② 運転員等は、現場でＮｏ．３淡水タンクから復水ピットへの補給のための系統構成を行い、水頭圧を利用した重力注水によりＮｏ．３淡水タンクから復水ピットへの補給を実施する。 ③ 運転員等は、中央制御室で復水ピット及びＮｏ．３淡水タンク水位により、復水ピットへの補給に異常がないことを確認する。 c．操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり運転員等１名により作業を実施し、所要時間は約 15 分と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 （添付資料 1.13.5）			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.2(2) b．にて大飯を再掲し比較する。
(6) Ｎｏ．２淡水タンクから復水ピットへの補給 重大事故等の発生時において、蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合、Ｎｏ．２淡水タンクから復水ピットに補給する手順を整備する。 a．手順着手の判断基準 蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの通常水位低警報が発信し、さらにＮｏ．３淡水タンクの水位低警報等により復水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、火災の発生がなく、Ｎｏ．２淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 また、Ｎｏ．３淡水タンクから復水ピットへの補給後、火災の発生がなく、Ｎｏ．２淡水タンクの水位が確保され、			【大飯】設備の相違（相違理由③）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
使用できることを確認できた場合。 b．操作手順 Ｎｏ．２淡水タンクから復水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.13.6 図に、タイムチャートを第 1.13.7 図に、ホース敷設ルートを第 1.13.8 図に示す。 ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へＮｏ．２淡水タンクを水源とした消火栓による復水ピットへの補給準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、Ｎｏ．２淡水タンクを水源とした消火栓による復水ピットへの補給準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で消火栓に保管している可搬型ホースを準備する。 ④ 緊急安全対策要員は、現場で消火栓から復水ピット入口扉まで可搬型ホースを敷設し、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。 ⑤ 当直課長は、復水ピット水位等を確認し、発電所対策本部長へＮｏ．２淡水タンクを水源とした消火栓による復水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、Ｎｏ．３淡水タンクからの補給中の場合、Ｎｏ．３淡水タンクの水位低警報発信から 500m3 に低下するまでに実施する。 ⑥ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、Ｎｏ．２淡水タンクを水源とした消火栓による復水ピットへの補給開始を指示する。 ⑦ 緊急安全対策要員は、現場で消火栓から水頭圧を利用した重力注水により復水ピットへの補給を開始する。 ⑧ 緊急安全対策要員は、現場で復水ピット水位を確認し、復水ピットへの補給を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。 c．操作の成立性 上記の対応は現場にて 1 ユニット当たり緊急安全対策要員 3 名により作業を実施し、所要時間は約 45 分と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。 （添付資料 1.13.5）			
(7) 海水を用いた復水ピットへの補給 重大事故等の発生時において、蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合、海水を水源とした送水車による復水ピットに補給する手順を整備する。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.2(2) a．(c)にて大飯を再掲し比較する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
a．手順着手の判断基準 蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの通常水位低警報が発信し、さらにＮｏ．３淡水タンクの水位低警報等により復水ピットへの補給ができない場合。 また、Ｎｏ．３淡水タンクから復水ピットへの補給を開始した場合。 b．操作手順 海水を用いた復水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.13.9 図に、タイムチャートを第 1.13.10 図、ホース敷設ルートを第 1.13.11 図に示す。 ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ海水を用いた復水ピットへの補給準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、海水を用いた復水ピットへの補給準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で送水車、可搬型ホース等を準備し、所定の位置に配置し敷設するとともに、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置する。 ④ 緊急安全対策要員は、現場で復水ピット入口扉まで可搬型ホースを敷設し、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。 ⑤ 当直課長は、復水ピットへの補給手段として淡水源が使用不可能なことを確認し、発電所対策本部長へ海水を用いた復水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、Ｎｏ．２淡水タンクからの補給中の場合、Ｎｏ．２淡水タンクの水位低警報が発信し、さらに復水ピットの水位異常低警報が発信するまでに実施する。 ⑥ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、海水を用いた復水ピットへの補給開始を指示する。 ⑦ 緊急安全対策要員は、現場で送水車を起動し、海水を用いた復水ピットへの補給を開始する。 ⑧ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び復水ピット水位を確認し、海水を用いた復水ピットへの補給を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。 ⑨ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び供給状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する。(燃料を給油しない場合、送水車は約 5.4 時間の運転が可能。) c．操作の成立性 上記の対応は現場にて 1 ユニット当たり緊急安全対策要員５名により作業を実施し、所要時間は約 3.4 時間と想定する。			

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。 また、復水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。 海水取水時には、可搬型ホース先端を水面より低く着底しない位置に設置することにより異物の混入を低減する。さらに可搬型ホース先端にストレーナを付けることにより、メッシュより大きな異物の混入を防止する。また、ストレーナのメッシュより小さな異物は通過するが、復水ピットへの補給に影響はない。 （添付資料 1.13.4、1.13.5）			
(8) その他の手順項目にて考慮する手順 送水車への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4 (2)「送水車への燃料補給」にて整備する。 操作の判断及び確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2「重大事故等時の手順等」にて整備する。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）
(9) 優先順位 重大事故等の発生において、蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給手段として、以上の手段を用いて、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水源の確保を図る。 復水ピットの枯渇又は破損が発生し水源として使用不可能な場合の供給については、短時間で復水ピットの代替水源として確保できることから、Ｎｏ．３淡水タンクを優先して使用することとし、Ｎｏ．３淡水タンクの水位が低下すれば、Ａ、Ｂ２次系純水タンクを用いたＮｏ．３淡水タンクへの補給を実施する。復水ピットからＮｏ．３淡水タンクへ切り替える際については補助給水ポンプを停止することなく切替えを行う。 次にＮｏ．３淡水タンクが水源として使用不可能な場合については、脱気器タンクを水源とした蒸気発生器への注水を行う。 蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）中に、すべての水源が使用不可能で蒸気発生器水位が低下した場合には、１次冷却系のフィードアンドブリードを行う。 また、復水ピットが使用可能であり、枯渇するおそれがある場合については、短時間で復水ピットの代替水源として確保できることから、Ｎｏ．３淡水タンクを優先して使用する。 Ｎｏ．３淡水タンクが使用不可能であれば、Ｎｏ．２淡			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.5(1) a．及び 1.13.2.5(2) b．にて大飯を再掲し比較する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
水タンクを水源とする消火設備から復水ピットへの補給を実施するが、構内で火災が発生している場合において消火設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。 これらのタンク等の水量は有限であるが、補給開始後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないようにし、最終的には海水に水源を切り替えることで水の供給が中断することはなく、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保する。 なお、海水を使用する際の取水箇所及び敷設ルートは、複数設定したルートのうち、現場の状況を確認し、アクセス性の良いルートを優先する。 また、淡水又は海水を復水ピットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）を成立させるため、復水ピットの保有水量を 1,035m^{3}以上に管理する。 以上の対応手順のフローチャートを第 1.13.12 図に示す。			

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(2) サプレッションチェンバを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水，原子炉格納容器内の除熱，代替循環冷却系による除熱及び原子炉格納容器下部への注水を行う手順を整備する。	(2) 補助給水ピットを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を行う手順を整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．の記載より再掲】 a. サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水 サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，高圧炉心スプレイ系がある。	a．補助給水ピットを水源とした発電用原子炉を未臨界にするための蒸気発生器への注水 補助給水ピットを水源とした発電用原子炉を未臨界にするための蒸気発生器への注水手段は，タービン動補助給水ポンプ，電動補助給水ポンプがある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
		(a) 補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.1.2.1(2) 原子炉出力抑制（自動）の記載より引用】 a. 手順着手の判断基準 原子炉トリップ設定値に到達したにもかかわらず、原子炉トリップしゃ断器等の機能喪失による原子炉自動トリップに失敗したことを検知した場合に作動する「安全保護アナログ盤作動」警報が発信した場合。		ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）原子炉出力抑制（自動） 原子炉トリップ設定値に到達したにもかかわらず，原子炉トリップ遮断器等の機能喪失による原子炉自動トリップに失敗したことを検知した場合に作動する「CMF 自動作動」警報が発信した場合。 【1.1.2.1(2)】	
【比較のため 1.1.2.1(3) 原子炉出力抑制（手動）a．の記載より引用】 ＡＴＷＳ緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央盤手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合。		（ⅱ）原子炉出力抑制（手動） 共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）が自動作動しない場合で，かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチによる原子炉緊急停止ができない場合。 【1.1.2.1(3)】	
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) ⅱ．の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.1.2.1(2)原子炉出力抑制（自動）」及び「1.1.2.1(3)原子炉出力抑制（手動）」にて整備する。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.1.2.1(2) 原子炉出力抑制（自動）の記載より引用】 c. 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名により実施する。		ⅲ．操作の成立性 （ⅰ）原子炉出力抑制（自動） 原子炉出力抑制（自動）操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）の作動状況の確認まで 10 分以内で可能である。	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.1.2.1(3) 原子炉出力抑制（手動）ｃ．の記載より引用】 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等 2 名により作業を実施し、所要時間は約 4 分と想定する。	a. サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水 サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，高圧炉心スプレイ系がある。	（ⅱ）原子炉出力抑制（手動） 原子炉出力抑制（手動）操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから補助給水ポンプを手動起動するまで 10 分以内で可能である。 b．補助給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水 補助給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水手段は，SG 直接給水用高圧ポンプ，タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプがある。	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載内容の相違 ・中央制御室の対応操作を１名にて実施することは伊方，川内，玄海と同様である。 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	(a) サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水 高圧炉心スプレイ系が健全な場合は，自動起動信号（原子炉水位低（レベル２）又はドライウェル圧力高）による作動，又は中央制御室からの手動操作により高圧炉心スプレイ系を起動し，サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	(a) 補助給水ピットを水源とした SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが使用できず，さらに電動主給水ポンプが使用できない場合に，補助給水ピット水を SG 直接給水用高圧ポンプにより蒸気発生器へ注水する。 なお，淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
	ⅰ．手順着手の判断基準 復水給水系及び原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず，原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル３）以上に維持できない場合。 【1.2.2.4(2)】	ⅰ．手順着手の判断基準 電動主給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を主給水ライン流量等にて確認できない場合に，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.2.2.1(2)ｂ.】	
	ⅱ．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 補助給水ピットを水源とした SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2)ｂ．SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	
	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで 60 分以内で可能である。 また，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合の上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで 60 分以内で可能である。	

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	
【比較のため 1.2.2.2(1) 補助給水ポンプの機能回復の記載より引用】 常設直流電源系統喪失により、タービン動補助給水ポンプを駆動するために必要な、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ（以下「非常用油ポンプ」という。）及びタービン動補助給水ポンプ起動弁の駆動源が喪失した場合に、タービン動補助給水ポンプの機能を回復させるため、現場でタービン動補助給水ポンプ起動弁及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を開操作し、タービン動補助給水ポンプを起動する手順を整備する。		(b) 補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失により，タービン動補助給水ポンプを駆動するために必要なタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ（以下「非常用油ポンプ等」という。），並びにタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の駆動源が喪失した場合に，タービン動補助給水ポンプの機能を回復させるため，現場でタービン動補助給水ポンプへ潤滑油を供給するとともに，タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を開操作し，タービン動補助給水ポンプを起動する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違 ・泊と大飯の手順に相違はないが，泊は潤滑油の供給について記載することにより，タービン動補助給水ポンプを現場手動起動するまでの手順の概要を明確にした。
【比較のため 1.2.2.2(1)ａ．タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復の記載より引用】 非常用油ポンプの機能が喪失した場合、現場で専用工具（油供給用）を用いてタービン動補助給水ポンプ軸受へ給油し、タービン動補助給水ポンプ起動弁の開操作及び専用工具（蒸気加減弁開操作用）を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水ピット水を蒸気発生器へ注水する手順を整備する。 なお、タービン動補助給水ポンプは、復水ピットからＮｏ．３淡水タンクへの切替え又は復水ピットへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系又は蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。全交流動力電源喪失時において１次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁及びタービン動補助給水ライン流量調節弁前弁の開度を調整し、１次冷却材圧力が１次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。		非常用油ポンプ等の機能が喪失した場合，現場で専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）を用いてタービン動補助給水ポンプ軸受へ給油し，タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の開操作及び専用工具（蒸気加減弁開操作用）を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることによりタービン動補助給水ポンプを起動し，補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。 また，タービン動補助給水ポンプは，補助給水ピットから２次系純水タンクへの切替え又は補助給水ピットへの補給により水源を確保し，再循環運転，余熱除去系又は蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却が可能となるまでの期間，運転を継続する。全交流動力電源喪失時において１次冷却系の減温，減圧を行う場合，タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁及び補助給水ポンプ出口流量調節弁の開度を調整し，１次冷却材圧力が１次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば，その状態を保持する。 なお，淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】 記載表現の相違 ・泊は審査基準に適合するための必要な記載事項として「また」と記載する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.2.2.2(1) a．の記載より引用】 (a) 手順着手の判断基準 常設直流電源系統喪失時に、タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水ピットの水位が確保されている場合。		ⅰ．手順着手の判断基準 常設直流電源系統喪失時に，タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において，蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に，タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で補助給水ピットの水位が確保されている場合。 【1.2.2.2(1) a．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) ⅱ．の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.2(1) a．現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
(c) 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて１ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり運転員等４名により作業を実施し、所要時間は、約45分と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。タービン動補助給水ポンプの起動により騒音が発生するが、運転員等は通話装置を用いることで、中央制御室との連絡は可能である。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 なお、タービン動補助給水ポンプ軸受への給油は、現場において専用工具（油供給用）を用いて単純な操作で給油できる。 タービン動補助給水ポンプ起動弁は手動ハンドルにより容易に操作できる。タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁は、現場において専用工具（蒸気加減弁開操作用）を用いて弁を押し上げる単純な操作で起動できる。各専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。	【比較のため 1.13.2.1(1) c．(a) ⅲ．の記載より再掲】 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 20 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員２名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで 40 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。タービン動補助給水ポンプの起動により騒音が発生するが，運転員は通話装置を用いることで，中央制御室との連絡は可能である。室温は通常運転時と同程度である。 タービン動補助給水ポンプ軸受への給油は，現場において専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）を用いて単純な操作で給油できる。 また，タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は，手動ハンドルにより容易に操作できる。タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁は，現場において専用工具（蒸気加減弁開操作用）を用いて弁を押し上げる単純な操作で起動できる。各専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違 ・泊は審査基準に適合するための必要な記載事項として「また」と記載する。
【比較のため 1.2.2.2(2) b．空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復の記載より引用】 全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補助給水ポンプを起動し、復水ピット水を蒸気発生器へ注水する手順を整備する。		(c) 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 全交流動力電源が喪失した場合，代替交流電源設備である代替非常用発電機により非常用母線を回復させ，電動補助給水ポンプを起動し，補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.2.2.2(2)ｂ．の記載より引用】 なお、電動補助給水ポンプは、復水ピットからＮｏ．３淡水タンクへの切替え又は復水ピットへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系又は蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 (a) 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水ピットの水位が確保されている場合。		また，電動補助給水ポンプは，補助給水ピットから２次系純水タンクへの切替え又は補助給水ピットへの補給により水源を確保し，再循環運転，余熱除去系又は蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却が可能となるまでの期間，運転を継続する。 なお，淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 ｉ．手順着手の判断基準 代替非常用発電機により非常用母線が回復し，タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において，蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に，電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で補助給水ピットの水位が確保されている場合。 【1.2.2.2(2)ａ.】	【大飯】記載表現の相違 ・泊は審査基準に適合するための必要な記載事項として「また」と記載する。
	【比較のため 1.13.2.1(2)ａ．(a)ⅱ．の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.2(2)ａ．代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.2.2.2(2)ａ．(c)の記載より引用】 (c) 操作の成立性 代替交流電源設備に関する操作の成立性は，「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。	ⅲ．操作の成立性 代替交流電源設備に関する操作の成立性は，「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
		(d) 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが健全な場合は，自動起動信号（３基のうちいずれか１基又は２基の蒸気発生器水位低等）による作動又は中央制御室からの手動操作により起動し，補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 ｉ．手順着手の判断基準 補助給水ポンプの自動起動信号（３基のうちいずれか１基又は２基の蒸気発生器水位低等）が発信した場合。 【1.2.2.4(1)ａ.】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・設計基準拡張設備による手順新規追加 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) ii．の記載より再掲】 ii．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ii．操作手順 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.4(1) a．電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・設計基準拡張設備による手順新規追加 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) iii．の記載より再掲】 iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．の記載より再掲】 a．サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水 サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，高圧炉心スプレイ系がある。	c．補助給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水 補助給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水手段は，SG 直接給水用高圧ポンプ，タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプがある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.3.2.1(2) a．電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水の記載より引用】 加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器２次側による炉心冷却を用いた１次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプの自動起動を確認し、復水ピット水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。この時、補助給水ポンプが運転していなければ、蒸気発生器２次側による炉心冷却による１次冷却系の減圧のため、中央制御室から補助給水ポンプを起動し蒸気発生器へ注水する手順を整備する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 (a) 手順着手の判断基準 加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧機能の喪失を１次冷却材圧力等により確認した場合に、すべての補助給水ポンプが運転しておらず補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されていない場合。また、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。		(a) 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧機能が喪失した場合，蒸気発生器２次側からの除熱を用いた１次冷却系の減圧を行うため，補助給水ポンプの自動起動を確認し，補助給水ピット水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。この時，補助給水ポンプが運転していなければ，蒸気発生器２次側からの除熱を用いた１次冷却系の減圧のため，中央制御室から補助給水ポンプを起動し蒸気発生器へ注水する。 なお，淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 ｉ．手順着手の判断基準 加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧機能の喪失を１次冷却材圧力（広域）等により確認した場合に，すべての補助給水ポンプが運転しておらず補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されていない場合。また，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピットの水位が確保されている場合。 【1.3.2.1(2) a．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) ii．の記載より再掲】 ii．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ii．操作手順 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.3.2.1(2) a．電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) iii．の記載より再掲】 iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
		(b) 補助給水ピットを水源とした SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが使用できず，さらに電動主給水ポンプが使用できない場合，補助給水ピット水を SG 直接給水用高圧ポンプにより蒸気発生器へ注水する。 なお，淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照
		ｉ．手順着手の判断基準 電動主給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を主給水ライン流量等にて確認できない場合に，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.3.2.1(2) c．】	
		ii．操作手順 補助給水ピットを水源とした SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2) b．SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	
		iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで 60 分以内で可能である。	

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.3.2.2(1) 補助給水ポンプの機能回復の記載より引用】 常設直流電源系統喪失によりタービン動補助給水ポンプを駆動するために必要なタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ（以下「非常用油ポンプ」という。）及びタービン動補助給水ポンプ起動弁の駆動源が喪失した場合に、タービン動補助給水ポンプの機能を回復させるため、現場でタービン動補助給水ポンプ起動弁及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を開操作し、タービン動補助給水ポンプを起動する手順を整備する。		(c) 補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 常設直流電源系統喪失により，タービン動補助給水ポンプを駆動するために必要なタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ（以下「非常用油ポンプ等」という。）並びにタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の駆動源が喪失した場合に，現場での人力による操作によりタービン動補助給水ポンプを起動し，蒸気発生器へ注水する機能を回復させて蒸気発生器２次側からの除熱を用いた１次冷却系の減圧を行う。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・文章構成の相違による記載内容の相違
【比較のため 1.3.2.2(1)ａ．タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復の記載より引用】 非常用油ポンプの機能が喪失した場合、現場で専用工具（油供給用）を用いてタービン動補助給水ポンプ軸受へ給油し、タービン動補助給水ポンプ起動弁の開操作及び専用工具（蒸気加減弁開操作用）を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水ピット水を蒸気発生器へ注水する手順を整備する。 なお、タービン動補助給水ポンプは、復水ピットからＮｏ．３淡水タンクへの切替え又は復水ピットへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系又は蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。全交流動力電源喪失時において１次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁及びタービン動補助給水ライン流量調節弁前弁の開度を調整し、１次冷却系の圧力が１次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 (a) 手順着手の判断基準 常設直流電源系統喪失時、タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水ピットの水位が確保されている場合。		非常用油ポンプ等の機能が喪失した場合，現場で専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）を用いてタービン動補助給水ポンプ軸受へ給油し，タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の開操作及び専用工具（蒸気加減弁開操作用）を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることによりタービン動補助給水ポンプを起動し，補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。 また，タービン動補助給水ポンプは，補助給水ピットから２次系純水タンクへの切替え又は補助給水ピットへの補給により水源を確保し，再循環運転，余熱除去系又は蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却が可能となるまでの期間，運転を継続する。全交流動力電源喪失時において１次冷却系の減温，減圧を行う場合，タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁及び補助給水ポンプ出口流量調節弁の開度を調整し，１次冷却系の圧力が１次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば，その状態を保持する。 なお，淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 ｉ．手順着手の判断基準 常設直流電源系統喪失により，タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において，蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に，タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で補助給水ピットの水位が確保されている場合。 【1.3.2.2(1)ａ.】	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) ii．の記載より再掲】 ii．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ii．操作手順 補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.2(1) a．現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(1) c．(a) iii．の記載より再掲】 iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 20 分以内で可能である。	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員２名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで40分以内で可能である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.3.2.2(1) b．空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復の記載より引用】 全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補助給水ポンプを起動し、復水ピット水を蒸気発生器へ注水する手順を整備する。 なお、電動補助給水ポンプは、復水ピットからＮｏ．３淡水タンクへの切替え又は復水ピットへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系又は蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 (a) 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水ピットの水位が確保されている場合。		(d) 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 全交流動力電源が喪失した場合，代替交流電源設備である代替非常用発電機により非常用母線を回復させ，電動補助給水ポンプを起動し，補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。 また，電動補助給水ポンプは，補助給水ピットから２次系純水タンクへの切替え又は補助給水ピットへの補給により水源を確保し，再循環運転，余熱除去系又は蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却が可能となるまでの期間，運転を継続する。 なお，淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 ｉ．手順着手の判断基準 代替非常用発電機により非常用母線が回復し，タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において，蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に，電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で補助給水ピットの水位が確保されている場合。 【1.3.2.2(4) d．】	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違 ・泊は審査基準に適合するための必要な記載事項として「また」と記載する。
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) ii．の記載より再掲】 ii．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ii．操作手順 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.3.2.2(4) d．代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.2.2.2(2) a．(c)の記載より引用】 (c) 操作の成立性 代替交流電源設備に関する操作の成立性は，「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。	iii．操作の成立性 代替交流電源設備に関する操作の成立性は，「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
		(e) 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが健全な場合は，自動起動信号（３基のうちいずれか１基又は２基の蒸気発生器水位低等）による作動又は中央制御室からの手動操作により起動し，補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 ⅰ．手順着手の判断基準 補助給水ポンプの自動起動信号（３基のうちいずれか１基又は２基の蒸気発生器水位低等）が発信した場合。 【1.3.2.6(1) a．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・設計基準拡張設備による手順新規追加 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) ii．の記載より再掲】 ii．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ii．操作手順 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.4(1) a．電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) iii．の記載より再掲】 iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	b．サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，残留熱除去系，低圧炉心スプレイ系及び代替循環冷却系がある。	d．補助給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水 補助給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水手段は，SG 直接給水用高圧ポンプ，タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプがある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.4.2.2(1) a．(a)の記載より引用】 (a) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 １次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより復水ピット水を蒸気発生器へ注水する手順を整備する。	(a)サプレッションチェンバを水源とした残留熱除去系による原子炉圧力容器への注水 残留熱除去系（低圧注水モード）が健全な場合は，自動起動（原子炉水位低（レベル１）又はドライウェル圧力高）による作動，又は中央制御室からの手動操作により残留熱除去系（低圧注水モード）を起動し，サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。 また，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障により，残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は，常設代替交流電源設備により残留熱除去系の電源を復旧し，原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで，残留熱除去系（低圧注水モード）にて原子炉圧力容器へ注水する。	(a) 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 １次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，又は発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合に，電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプを起動し，補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
ｉ．手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）残留熱除去系（低圧注水モード）が健全な場合の原子炉圧力容器への注水 復水給水系，原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず，原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル３）以上に維持できない場合。 【1.4.2.3(1)】	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 余熱除去ポンプの故障等により，余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し，原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.4.2.2(1) a．(a)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.4.2.3(1) e．(a) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水の記載より引用】 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、１次冷却系に開口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。	（ⅱ）残留熱除去系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線 2C 系又は 2D 系の受電が完了し，残留熱除去系（低圧注水モード）が使用可能な状態※に復旧された場合。 ※：設備に異常がなく，電源，補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている状態。 【1.4.2.1(2)a.(a)】	（ⅱ）電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水（発電用原子炉停止中） 発電用原子炉停止中に余熱除去ポンプの故障等により，余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し，原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に，１次冷却系に開口部がなく，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.4.2.3(1) e．(a)】	

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	ⅱ．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした残留熱除去系（低圧注水モード）が健全な場合の原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.3(1) 残留熱除去系（低圧注水モード）による原子炉圧力容器への注水」，残留熱除去系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(2)a.(a)残留熱除去系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.4.2.2(1)ａ．(a) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」，補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水（発電用原子炉停止中）手順については，「1.4.2.3(1) ｅ．(a) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 残留熱除去系（低圧注水モード）が健全な場合の原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。 （ⅱ） 残留熱除去系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから残留熱除去系（低圧注水モード）による原子炉圧力容器への注水開始まで 15 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	(b) サプレッションチェンバを水源とした低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水 低圧炉心スプレイ系が健全な場合は，自動起動（原子炉水位低（レベル１）又はドライウェル圧力高）による作動，又は中央制御室からの手動操作により低圧炉心スプレイ系を起動し，サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。 また，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障により，残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は，常設代替交流電源設備により低圧炉心スプレイ系の電源を復旧し，原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで，低圧炉心スプレイ系にて原子炉圧力容器へ注水する。 ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ） 低圧炉心スプレイ系が健全な場合の原子炉圧力容器への注水 復水給水系，原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず，原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル３）以上に維持できない場合。 【1.4.2.3(2)】	(b) 補助給水ピットを水源とした SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 １次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，又は全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により，余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に，SG 直接給水用高圧ポンプを起動し，補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 なお，淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 電動主給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を主給水ライン流量等にて確認できない場合に，蒸気発生器への注水に必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.4.2.2(1)ａ．(c)】	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	（ⅱ） 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線 2C 系の受電が完了し，残留熱除去系（低圧注水モード）が復旧できず，低圧炉心スプレイ系が使用可能な状態※に復旧された場合。 ※：設備に異常がなく，電源，補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている状態。 【1.4.2.1(2)a.(b)】	（ⅱ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により，蒸気発生器へ注水されていることを補助給水流量等にて確認できない場合に，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.4.2.2(2)ａ．(b)】	
		（ⅲ）SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水（発電用原子炉停止中） 電動主給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を主給水ライン流量等にて確認できない場合に，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.4.2.3(1)ｅ．(c)】	
		（ⅳ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水（発電用原子炉停止中） 発電用原子炉停止中にタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により蒸気発生器への注水されていることを補助給水流量等にて確認できない場合に，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.4.2.3(2)ｃ．(b)】	
	ⅱ．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした低圧炉心スプレイ系が健全な場合の原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.3(2) 低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」，低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(2)a.(b) 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 補助給水ピットを水源とした SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2)ｂ．SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	
	ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 低圧炉心スプレイ系が健全な場合の原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	ⅲ．操作の成立性	

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	（ⅱ） 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水開始まで 15 分以内で可能である。	上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから補助給水ピットを水源とした SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水開始まで 60 分以内で可能である。	
【比較のため 1.4.2.2(2) a．(a) タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水の記載より引用】 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプにより復水ピット水を蒸気発生器へ注水する手順を整備する。	(c) サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず，残留熱除去系（低圧注水モード），低圧炉心スプレイ系及び低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が故障により使用できない場合において交流電源が確保されている場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，代替循環冷却系を起動し，サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	(c) 補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により，余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に，タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプを起動し，補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
ⅰ．手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。	ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水 復水給水系，非常用炉心冷却系及び低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水ができず，原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル３）以上に維持できない場合において，代替循環冷却系が使用可能な場合※。 ※：設備に異常がなく，電源，補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。 【1.4.2.1(1)a.(d)】	ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時，余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し，原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.4.2.2(2) a．(a)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.4.2.3(2) c．(a) タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水の記載より引用】 運転停止中に全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、１次冷却系に開口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。	(ⅱ) 残存溶融炉心の冷却のための代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水 原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において，代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水が可能な場合※2。 ※１：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 ※２：代替循環冷却系により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。	（ⅱ） タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水（発電用原子炉停止中） 発電用原子炉停止中に全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により，余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し，原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に，１次冷却系に開口部がなく，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.4.2.3(2) c．(a)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	なお，原子炉圧力容器への注水と同時に代替循環冷却ポンプによるドライウェルスプレイ又は原子炉格納容器下部への注水が必要となった場合の優先順位は，以下のとおりとする。 優先①：ドライウェルスプレイ及び原子炉圧力容器への注水 優先②：ドライウェルスプレイ 優先③：原子炉圧力容器への注水 優先④：原子炉格納容器下部への注水 【1.4.2.1(3)a.(b)】 (iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず，代替循環冷却系が使用可能な場合※2。 ※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線 量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく，電源，補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。 【1.8.2.2(1)c.】		
	ii．操作手順 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(d) 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(b) 代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却」及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)c. 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ii．操作手順 補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.4.2.2(1)a．(a)電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(1)a．(a)iii．の記載より再掲】 iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	iii．操作の成立性 (i) 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	施した場合，作業開始を判断してから代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水開始まで 15 分以内で可能である。 (ⅱ) 残存溶融炉心の冷却のための代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水開始までの所要時間は以下のとおり。 残留熱除去系（A）注入配管使用の場合：15 分以内 残留熱除去系ヘッドスプレイ配管使用の場合：20 分以内 (ⅲ) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水（残留熱除去系（A）注入配管使用）の注水開始まで 15 分以内で可能である。 c．サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器内の除熱 サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器内の除熱手段は，残留熱除去系がある。		
	【比較のため 1.4.2.1(2) a．(a)の記載より引用】 (a) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障により，残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は，常設代替交流電源設備により残留熱除去系の電源を復旧し，原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで，残留熱除去系（低圧注水モード）にて原子炉圧力容器へ注水する。 なお，常設代替交流電源設備に関する手順等は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ⅰ．手順着手の判断基準 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線 2C 系又は 2D 系の受電が完了し，残留熱除去系（低圧注水モード）が使用可能な状態※に復旧された場合。 ※：設備に異常がなく，電源，補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている状態。	(d) 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 全交流動力電源喪失により，電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水ができない場合は，常設代替交流電源設備により電動補助給水ポンプの電源を復旧することで，電動補助給水ポンプにて補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。 なお，常設代替交流電源設備に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ⅰ．手順着手の判断基準 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し，電動補助給水ポンプが使用可能な状態に復旧された場合。 【1.4.2.2(2) d．(a)】 【1.4.2.3(2) f．(c)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.4.2.1(2) a．(a) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水の記載より引用】 ⅱ．操作手順 残留熱除去系（A）（低圧注水モード）電源復旧後の原子炉圧力容器への注水手順の概要は以下のとおり（残留熱除去系（B）（低圧注水モード）又は残留熱除去系（C）（低圧注水モード）による原子炉圧力容器への注水手順も同様）。概要図を第 1.4-20 図に，タイムチャートを第 1.4-21 図に示す。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）1 名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから残留熱除去系（低圧注水モード）による原子炉圧力容器への注水開始まで 15 分以内で可能である。 (a) サプレッションチェンバを水源とした残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内の除熱 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が健全な場合，中央制御室からの手動操作により残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）を起動し，サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器内へのスプレイを実施する。 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障により，残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は，常設代替交流電源設備により残留熱除去系の電源を復旧し，原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで，残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）にて原子炉格納容器内にスプレイする。 スプレイ作動後は原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように，スプレイ流量の調整又はスプレイの起動／停止を行う。 ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ） 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が健全な場合の原子炉格納容器内へのスプレイ 原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達※した場合。 ※：「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは，ドライウェル圧力，圧力抑制室圧力，ドライウェル温度，圧力抑制室内空気温度又は圧力抑制室水位指示値が原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。	ⅱ．操作手順 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.4.2.2(1) a．(a) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【1.6.2.3(1)】 (ⅱ) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線 2C 系又は 2D 系の受電が完了し，残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が使用可能な状態※1に復旧された場合で，原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達※2した場合。 ※１：設備に異常がなく，電源，補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている状態。 ※２：「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは，ドライウェル圧力，圧力抑制室圧力，ドライウェル温度，圧力抑制室内空気温度又は圧力抑制室水位指示値が，原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。 【1.6.2.1(2)a.(a)】 (ⅲ) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，常設代替交流電源設備により非常用高圧母線 2C 系又は 2D 系の受電が完了し，残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が使用可能な状態※2に復旧された場合で，原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達※3した場合。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，電源，補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている状態。 ※３：「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは，ドライウェル圧力又は圧力抑制室圧力指示値が，原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。 【1.6.2.2(2)a.(a)】 ⅱ．操作手順 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が健全な場合の原子炉格納容器内の除熱手順については，「1.6.2.3(1) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイ」，残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前）手順については，「1.6.2.1(2)a.(a)残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ」，残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後）手順については，「1.6.2.2(2)a.(a)残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	iii．操作の成立性 （ⅰ） 残留熱除去系が健全な場合の原子炉格納容器内へのスプレイ 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる遠隔操作であるため，速やかに対応できる。 （ⅱ） 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 15 分以内で可能である。 （ⅲ） 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 15 分以内で可能である。 (b) 残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）によるサプレッションチェンバプール水の除熱 残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）が健全な場合は，中央制御室からの手動操作により残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）を起動し，サプレッションプールの除熱を実施する。 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障により，残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）によるサプレッションプールの除熱ができない場合は，常設代替交流電源設備により残留熱除去系の電源を復旧し，原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで，残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）にてサプレッションプールの除熱を実施する。 ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ） 残留熱除去系が健全な場合のサプレッションプールの除熱 下記のいずれかの状態に該当した場合。 ・主蒸気逃がし安全弁開固着 ・サプレッションプール水温度指示値が規定温度以上 ・圧力抑制室内空気温度指示値が規定温度以上 【1.6.2.3(2)】 （ⅱ） 残留熱除去系電源復旧後のサプレッションプールの除熱（炉心損傷前） 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線 2C 系又は 2D 系の受電が完了し，残留熱除去系（サプレッションプ		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	ール水冷却モード）が使用可能な状態※に復旧された場合。 ※：設備に異常がなく，電源，補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている状態。 【1.6.2.1(2)a.(b)】 (iii) 残留熱除去系電源復旧後のサプレッションプールの除熱（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，常設代替交流電源設備により非常用高圧母線 2C 系又は 2D 系の受電が完了し，残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）が使用可能な状態※2に復旧された場合。 ※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく，電源，補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている状態。 【1.6.2.2(2)a.(b)】 ⅱ．操作手順 残留熱除去系が健全な場合のサプレッションプール水の除熱手順については，「1.6.2.3(2) 残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）によるサプレッションプールの除熱」，残留熱除去系電源復旧後のサプレッションプールの除熱（炉心損傷前）手順については，「1.6.2.1(2)a.(b) 残留熱除去系電源復旧後のサプレッションプールの除熱」，残留熱除去系電源復旧後のサプレッションプールの除熱（炉心損傷後）手順については，「1.6.2.2(2)a.(b) 残留熱除去系電源復旧後のサプレッションプールの除熱」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 (i) 残留熱除去系が健全な場合のサプレッションプールの除熱 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる遠隔操作であるため，速やかに対応できる。 (ii) 残留熱除去系電源復旧後のサプレッションプールの除熱（炉心損傷前） 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）によるサプレッションプールの除熱開始まで 20 分以内で可能である。 (iii) 残留熱除去系電源復旧後のサプレッションプールの除熱（炉心損傷後） 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）によるサプレッションプ		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	ールの除熱開始まで 20 分以内で可能である。 d. サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱 サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱手段は，代替循環冷却系がある。 (a) サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 炉心の著しい損傷が発生した場合において，代替循環冷却系の運転により，原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることで原子炉格納容器の過圧破損を防止する。 ⅰ．手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において，残留熱除去系の復旧に見込みがなく※2原子炉格納容器内の減圧及び除熱が困難な状況で，以下の条件が全て成立した場合。 ・代替循環冷却系が使用可能※3であること。 ・原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却水系のいずれかによる冷却水供給が可能であること。 ・原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が 4.3vol%以下※4であること。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に故障が発生した場合，又は駆動に必要な電源若しくは補機冷却水が確保できない場合。 ※３：設備に異常がなく，電源及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。 ※４：格納容器内雰囲気酸素濃度にてドライ条件の酸素濃度が 4.3vol%を超過している場合においてウェット条件の酸素濃度が 1.5vol%未満の場合は，代替循環冷却系によるスプレイを実施することで，ドライウェル側とサプレッションチェンバ側のガスの混合を促進させる。 【1.7.2.1(1)a.】 ⅱ．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱手順については，「1.7.2.1(1)a.代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	施し，作業開始を判断してから代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱開始まで 30 分以内で可能である。 (b) サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保 炉心の著しい損傷が発生し，原子炉格納容器の過圧破損を防止するために代替循環冷却系の運転を実施する場合，原子炉補機代替冷却水系又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）により補機冷却水を確保し，代替循環冷却系で使用する代替循環冷却ポンプ，残留熱除去系熱交換器（A）及び代替循環冷却系の運転可否の判断で使用する格納容器内雰囲気計装へ供給する。 ⅰ．手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※において代替循環冷却系を使用する場合。 ※：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 【1.7.2.1(1)b.】 ⅱ．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保の手順については，「1.7.2.1(1)b.代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 （ⅰ）代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保（原子炉補機代替冷却水系） 原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員６名で作業を実施した場合，作業開始を判断してから運転員操作の系統構成完了まで 20 分以内，熱交換器ユニット水張りから原子炉補機代替冷却水系空気抜き完了まで 45 分以内，重大事故等対応要員操作の補機冷却水供給開始まで，取水口から海水を取水する場合は 540 分以内，海水ポンプ室から海水を取水する場合は 485 分以内で可能である。 なお，炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉補機代替冷却水系を設置する場合，原子炉格納容器ベント前の作業であることから，作業可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，ホース等の接続は速やかに作業ができるように，熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の保管場所に使用工具及びホ		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	ースを配備する。車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。室温は通常運転時と同程度である。 （ⅱ） 代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保（原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）） 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。		
	e. サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器下部への注水 サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は，代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）がある。	e．補助給水ピットを水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水 補助給水ピットを水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水手段は，SG 直接給水用高圧ポンプ，タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプがある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.5.2.1(1)ａ．電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水の記載より引用】 海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に，蒸気発生器２次側による原子炉の冷却を行うため，電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの起動を確認し，復水ピット水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。この時，補助給水ポンプが運転していなければ，中央制御室で電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプを起動し蒸気発生器へ注水する手順を整備する。 なお，淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	(a) サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため代替循環冷却系によりスプレイ管を使用して原子炉格納容器下部に注水することで，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。 炉心損傷の進展により原子炉圧力容器が破損に至る可能性がある場合において，あらかじめ原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。 また，原子炉圧力容器破損後は，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冠水冷却するため，原子炉格納容器下部への注水を継続する。	(a) 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却を行うため，電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの起動を確認し，補助給水ピット水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。この時，補助給水ポンプが運転していなければ，中央制御室で電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプを起動し蒸気発生器へ注水する。 なお，淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
(a) 手順着手の判断基準 海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し，原子炉補機冷却水の通水を，原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に，蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）原子炉格納容器下部への初期水張り 原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が 300℃に達した場合で，代替循環冷却系が使用可能な場合※１。 （ⅱ） 原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 原子炉圧力容器の破損の徴候※２及び破損によるパラメータの変化※３により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で，代替循環冷却系が使用可能な場合※１。 ※１：設備に異常がなく，電源，補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。	ｉ．手順着手の判断基準 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し，原子炉補機冷却水の通水を，原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.5.2.1(1)ａ.】	

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	※２：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は，原子炉圧力容器内の水位の低下，制御棒の位置表示の喪失数増加，原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※３：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 【1.8.2.1(1)e.】 ⅱ．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)e. 代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.5.2.1(1)ａ．電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(1)ａ．(a)ⅲ．の記載より再掲】 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，作業開始を判断してから代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 （ⅰ）原子炉格納容器下部への初期水張り 運転員（中央制御室）１名にて実施した場合，20 分以内で可能である。 （ⅱ）原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 運転員（中央制御室）１名にて実施した場合，５分以内で可能である。		
	(b) サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。 炉心損傷の進展により原子炉圧力容器が破損に至る可能性がある場合において，あらかじめ原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。 また，原子炉圧力容器破損後は，原子炉格納容器の下部	(b) 補助給水ピットを水源とした SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが使用できず，さらに電動主給水ポンプが使用できない場合，又は全交流動力電源が喪失し，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に，補助給水ピット水を SG 直接給水用高圧ポンプにより蒸気発生器へ注水する。 なお，淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	に落下した溶融炉心を冠水冷却するため，原子炉格納容器下部への注水を継続する。		
	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）原子炉格納容器下部への初期水張り 原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が 300℃に達した場合で，代替循環冷却系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水ができず，原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が使用可能な場合※1。 （ⅱ）原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 原子炉圧力容器の破損の徴候※2及び破損によるパラメータの変化※3により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で，代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水ができず，原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が使用可能な場合※1。 ※１：設備に異常がなく，電源，補機冷却水及び水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。 ※２：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は，原子炉圧力容器内の水位の低下，制御棒の位置表示の喪失数増加，原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※３：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 【1.8.2.1(1)b.】	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 電動主給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を主給水ライン流量等にて確認できない場合に，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.5.2.1(1)ｃ.】 （ⅱ）全交流動力電源喪失時の SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 タービン動補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できず，タービン動補助給水ポンプの機能回復ができないと判断した場合に，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 【1.5.2.2(1)ｂ.】	
	ⅱ．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)b. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 補助給水ピットを水源とした SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2)ｂ．SG 直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	
	【比較のため 1.13.2.1(1)ｃ．(a)ⅲ．の記載より再掲】 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 20 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで 60 分以内で可能である。	

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	iii．操作の成立性 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 （ｉ）原子炉格納容器下部への初期水張り 運転員（中央制御室）１名にて実施した場合，20 分以内で可能である。 （ii）原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 運転員（中央制御室）１名にて実施した場合，５分以内で可能である。	(c) 補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 全交流動力電源喪失し，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却を行うため，タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプを起動し，補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。 電動補助給水ポンプは代替非常用発電機からの給電後に使用可能となる。 なお，淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	
【比較のため 1.5.2.2(1) a．タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水の記載より引用】 全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、蒸気発生器２次側による炉心冷却を行うため、タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプを起動し、復水ピット水を蒸気発生器へ注水する手順を整備する。 電動補助給水ポンプは空冷式非常用発電装置からの給電後に使用可能となる。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 (a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器へ注水されていることを補助給水流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピットの水位が確保されている場合。		ｉ．手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時において蒸気発生器へ注水されていることを補助給水流量等により確認できない場合に，蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピットの水位が確保されている場合。 【1.5.2.2(1) a．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) ii．の記載より再掲】 ii．操作手順 サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ii．操作手順 補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.5.2.2(1) a．タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) iii．の記載より再掲】 iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等 (1) 燃料取替用水ピットから１次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により供給が必要な場合、燃料取替用水ピットから１次系純水タンク及びほう酸タンクに水源切替えを行う手順を整備する。 a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、１次系純水タンク及びほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 b. 操作手順 燃料取替用水ピットから１次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.13.13 図に示す。 ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に燃料取替用水ピットから１次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室で１次系純水タンク供給弁及びほう酸タンク供給弁を開操作し、燃料取替用水ピット供給弁を閉操作することで、水源切替えを実施する。 ③ 運転員等は、中央制御室で１次系純水タンク及びほう酸タンク水位により、水源切替え後に１次系純水タンク及びほう酸タンクに異常がないことを確認する。 c. 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等 1 名により作業を実施し、所要時間は約 10 分と想定する。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.3(2)にて大飯を再掲し比較する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
(2) 燃料取替用水ピットからＮｏ．２淡水タンクへの水源切替 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により供給が必要な場合、燃料取替用水ピットからＮｏ．２淡水タンクに水源切替えを行う手順を整備する。 a．手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により、さらに１次系純水タンク及びほう酸タンクの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、火災の発生がなく、Ｎｏ．２淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 また、燃料取替用水ピットから１次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替後、火災の発生がなく、Ｎｏ．２淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 b．操作手順 燃料取替用水ピットからＮｏ．２淡水タンクへの水源切替操作は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1) b．(c)「電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替炉心注水」にて整備する。 なお、１次系純水タンク及びほう酸タンクを使用中の場合、１次系純水タンク及びほう酸タンクの水位異常低警報が発信すれば水源切替えを開始する。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.1(3) a．(a)にて大飯を再掲し比較する。
(3) 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により供給が必要な場合、燃料取替用水ピットから復水ピットに水源切替えを行う手順を整備する。 a．手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 b．操作手順 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替を行う手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.13.14 図に、タイムチャートを第 1.13.15 図に示す。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.3(1) a．にて大飯を再掲し比較する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
①　当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替準備を指示する。 ②　発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替準備を指示する。 ③　緊急安全対策要員は、現場で燃料取替用水ピットの通水用ディスタンスピースに取替え、水源切替え準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。 ④　当直課長は、運転員等に燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替準備を指示する。 ⑤　運転員等は、中央制御室及び現場で燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替及び炉心注水のための系統構成を実施する。 ⑥　当直課長は、Ｎｏ．２淡水タンクの水位低警報発信等により、燃料取替用水ピットからＮｏ．２淡水タンクへの水源切替ができない場合、又はＮｏ．２淡水タンクを使用中に、Ｎｏ．２淡水タンクの水位低警報が発信するまでに、復水ピットを蒸気発生器２次側による炉心冷却の水源として使用していないことを確認し、運転員等へ燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替開始を指示する。 ⑦　運転員等は、現場で燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替を実施する。 ⑧　運転員等は、中央制御室で復水ピット水位等により、水源切替え後に復水ピット等に異常がないことを確認する。 ⑨　運転員等は、中央制御室又は現場で恒設代替低圧注水ポンプ又は充てんポンプを起動し、運転状態及び復水ピット水位により復水ピット等に異常がないことを確認する。恒設代替低圧注水ポンプを起動する場合には空冷式非常用発電装置が起動していることを確認し、起動していなければ、空冷式非常用発電装置を起動後に恒設代替低圧注水ポンプを起動する。 c．操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり運転員等２名及び緊急安全対策要員３名により作業を実施し、所要時間は約 110 分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 ディスタンスピース取替え等については速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。 （添付資料 1.13.6、1.13.7）			

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
(4) 燃料取替用水ピットから海水への水源切替 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により供給が必要な場合、燃料取替用水ピットから海水に水源切替えを行う手順を整備する。 a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により、さらに復水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合。 また、燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替を実施した場合又は復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施した場合。 b. 操作手順 燃料取替用水ピットから海水への水源切替操作は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)b.（d）「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水」にて整備する。 なお、復水ピットを使用中の場合、復水ピットの水位異常低警報が発信するまでに水源切替えを開始する。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.1(9) c．(a)にて大飯を再掲し比較する。
(5) １次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、１次系純水タンク水及びほう酸タンク水の混合によるほう酸水を燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。 a．手順着手の判断基準 インターフェイスシステムＬＯＣＡ、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、１次系純水タンク及びほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 b．操作手順 １次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.13.16図に、タイムチャートを第1.13.17図に示す。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.2(1) e．にて大飯を再掲し比較する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に１次系純水タンク水及びほう酸タンク水の混合によるほう酸水の燃料取替用水ピットへの補給を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室及び現場で１次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給ラインの系統構成を行い、１次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプを起動し、１次系純水タンク水及びほう酸タンク水の混合によるほう酸水の燃料取替用水ピットへの補給を実施する。 ③ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、燃料取替用水ピットへの補給が実施されていることを確認する。 ｃ．操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり運転員等１名により作業を実施し、所要時間は約 30 分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 （添付資料 1.13.8）			
(6) １次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給 ａ．１次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の補給 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、１次系純水タンクから燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。 (a) 手順着手の判断基準 インターフェイスシステムＬＯＣＡ、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、ほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、１次系純水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 また、１次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、１次系純水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 (b) 操作手順 １次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの加圧器逃がしタンク経由の補給手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.13.18 図に、タイムチャートを第 1.13.19 図に示す。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.2(1)ｃ．にて大飯を再掲し比較する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に１次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの加圧器逃がしタンク経由の補給準備を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室及び現場で１次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの加圧器逃がしタンク経由の補給のための系統構成を実施する。 ③ 当直課長は、運転員等に１次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの加圧器逃がしタンク経由の補給開始を指示する。なお、補給開始は、１次系純水タンク及びほう酸タンクからの補給中の場合、ほう酸タンクの水位異常低警報が発信するまでに実施する。 ④ 運転員等は、中央制御室で１次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの加圧器逃がしタンク経由の補給を実施する。 ⑤ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、燃料取替用水ピットへの補給が実施されていることを確認する。 (c) 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり運転員等１名により作業を実施し、所要時間は約 60 分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 （添付資料 1.13.8）			
b．１次系純水タンクから使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、１次系純水タンクから燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。 (a) 手順着手の判断基準 インターフェイスシステムＬＯＣＡ、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、ほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、１次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できたが、加圧器逃がしタンク経由の補給ができない場合。 また、１次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、１次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できたが、加圧器逃がしタンク経由の補給ができない場合。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.2(1) c．にて大飯を再掲し比較する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
(b) 操作手順 １次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.13.20 図に、タイムチャートを第 1.13.21 図に示す。 ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に１次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給準備を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室及び現場で１次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給のための系統構成を実施する。 ③ 当直課長は、運転員等に１次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給開始を指示する。なお、補給開始は、１次系純水タンク及びほう酸タンクからの補給中の場合、ほう酸タンクの水位異常低警報が発信するまでに実施する。 ④ 運転員等は、現場で１次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給を実施する。 ⑤ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、燃料取替用水ピットへの補給が実施されていることを確認する。 (c) 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり運転員等１名により作業を実施し、所要時間は約 70 分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 （添付資料 1.13.8）			
(7) Ｎｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、Ｎｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピット経由によりほう酸水を燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.2(1) d．にて大飯を再掲し比較する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
ａ．手順着手の判断基準 インターフェイスシステムＬＯＣＡ、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、１次系純水タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、Ｎｏ．３淡水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 また、１次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、Ｎｏ．３淡水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 ｂ．操作手順 Ｎｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピットを経由したほう酸水の燃料取替用水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.13.22 図に、タイムチャートを第 1.13.23 図に示す。 ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等にＮｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピット経由によりほう酸水を燃料取替用水ピットへ補給準備を指示する。 ② 運転員等は、現場でＮｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピット経由による燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施する。 ③ 当直課長は、運転員等にＮｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピット経由による燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、１次系純水タンクからの補給中の場合、１次系純水タンクの水位異常低警報が発信するまでに実施する。 ④ 運転員等は、現場でＮｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給を開始する。 ⑤ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位及び燃料取替用水ピット水位により、燃料取替用水ピットへの補給に異常がないことを確認する。 ｃ．操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり運転員等１名により作業を実施し、所要時間は約 50 分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 （添付資料 1.13.8）			

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
(8) Ｎｏ．２淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、Ｎｏ．２淡水タンクから燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。 ａ．手順着手の判断基準 インターフェイスシステムＬＯＣＡ、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、Ｎｏ．３淡水タンク水位低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、火災の発生がなく、Ｎｏ．２淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 また、Ｎｏ．３淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、火災の発生がなく、Ｎｏ．２淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 ｂ．操作手順 Ｎｏ．２淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.13.24 図に、タイムチャートを第 1.13.25 図、ホース敷設ルートを第 1.13.26 図に示す。 ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長にＮｏ．２淡水タンクを水源とした消火栓による燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員にＮｏ．２淡水タンクを水源とした消火栓による燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で可搬型ホースを消火栓から燃料取替用水ピット入口扉まで敷設し、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。 ④ 当直課長は、燃料取替用水ピット水位を確認し、発電所対策本部長へＮｏ．２淡水タンクを水源とした消火栓による燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、Ｎｏ．３淡水タンクからの補給中の場合、Ｎｏ．３淡水タンクの水位低警報発信から500m³に低下するまでに実施する。 ⑤ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、Ｎｏ．２淡水タンクを水源とした消火栓による燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。 ⑥ 緊急安全対策要員は、現場で消火栓を開操作し、消火栓から水頭圧を利用した重力注水により補給を開始する。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.2(1)ｂ．にて大飯を再掲し比較する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
⑦ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位の上昇を確認し、燃料取替用水ピットへの補給が行われていることを確認する。 ｃ．操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり緊急安全対策要員３名により作業を実施し、所要時間は約 45 分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。 （添付資料 1.13.8）			
(9) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。 ａ．手順着手の判断基準 インターフェイスシステムＬＯＣＡ、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、１次系純水タンク又はほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 また、１次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給を開始後、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 ｂ．操作手順 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.13.27 図に、タイムチャートを第 1.13.28 図に示す。 ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で燃料取替用水ピットの通水用ディスタンスピースに取替え、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。 ④ 当直課長は、運転員等に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ⑤ 運転員等は、現場で復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施する。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.2(1)ａ．(c)にて大飯を再掲し比較する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
⑥ 当直課長は、Ｎｏ．２淡水タンクの水位低警報発信等により、Ｎｏ．２淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給ができない場合、又はＮｏ．２淡水タンクからの補給中に、Ｎｏ．２淡水タンクの水位低警報が発信するまでに、復水ピットを蒸気発生器２次側による炉心冷却の水源として使用していないことを確認し、運転員等へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。 ⑦ 運転員等は、現場で水頭圧を利用した重力注水により復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。 ⑧ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給に異常がないことを確認する。 ｃ．操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり運転員等１名及び緊急安全対策要員３名により作業を実施し、所要時間は約 100 分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 ディスタンスピース取替え等については速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。 （添付資料 1.13.7、1.13.8）			
(10) その他の手順項目にて考慮する手順 空冷式非常用発電装置の代替電源に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。また、空冷式非常用発電装置への燃料補給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。 送水車への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」にて整備する。 操作の判断及び確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2「重大事故等時の手順等」にて整備する。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊は，女川の審査実績反映に伴い，「1.13.2.4 その他の手順項目にて考慮する手順」にまとめて記載している。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
(11) 優先順位 重大事故等の発生において、炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給手段として、以上の手段を用いて、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水源の確保を図る。 燃料取替用水ピットの枯渇又は破損が発生し水源として使用不可能な場合については、燃料取替用水ピットからの水源切替えを実施し、ほう酸水であり、早期に燃料取替用水ピットの代替水源として使用可能であることから、１次系純水タンク及びほう酸タンクを優先して使用する。次にほう酸タンクの破損等によりほう酸補給系等が使用不可能である場合は、燃料取替用水ピットからＮｏ．２淡水タンクへ水源切替えを実施するが、構内で火災が発生している場合において消火設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。次に燃料取替用水ピットから復水ピットへ水源切替えを実施する。 なお、復水ピットを水源として使用すると判断した場合は、復水ピットへの補給準備を並行して実施する。 燃料取替用水ピットが水源として使用可能な場合については燃料取替用水ピットへの補給を実施し、ほう酸水であり、早期に燃料取替用水ピットの代替水源として使用可能であることから、１次系純水タンク及びほう酸タンクを優先して使用する。次にほう酸タンクの破損等によりほう酸補給系が使用不可能で１次系純水タンクが使用可能である場合は、１次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。次に１次系純水タンクが使用不可能であれば、Ｎｏ．３淡水タンクを使用済燃料ピットを経由させて燃料取替用水ピットへ補給する。次にＮｏ．２淡水タンクを水源とする消火設備による補給を実施するが、構内で火災が発生している場合において消火設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。次に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。 なお、復水ピットの水を燃料取替用水ピットへ供給すると判断した場合は、復水ピットへの補給準備を並行して実施する。 これらのタンク等の水量は有限であるが、当初選択した水源からの供給準備が完了後、引き続き次の水源からの供給準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保する。 また、淡水を燃料取替用水ピットへ補給すること及び可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ピットの保有水量を 1,860m^3以上に管理する。			【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊との比較は，1.13.2.5(1) b．及び 1.13.2.5(2) a．にて大飯を再掲し比較する。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
以上の炉心注水時に使用する水源に係る手順のフローチャートを第 1.13.29 図に示す。	(3) ろ過水タンクを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，ろ過水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料プールへの注水を行う手順を整備する。 a. ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。	(3) ろ過水タンクを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，ろ過水タンクを水源とした原子炉容器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器内の除熱，原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料ピットへの注水を行う手順を整備する。 ａ．ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水 ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水手段は，電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプを使用した注水手段がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.13.2.2(2) 燃料取替用水ピットからＮｏ．２淡水タンクへの水源切替の記載より再掲】 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により供給が必要な場合、燃料取替用水ピットからＮｏ．２淡水タンクに水源切替えを行う手順を整備する。	(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水 復水給水系，非常用炉心冷却系，低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ），代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が機能喪失した場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水を実施する。	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水 重大事故等の発生時において，原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合，非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合，全交流動力電源喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合，原子炉補機冷却機能喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合，発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，全交流動力電源喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水を実施する。 使用には，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・高浜 3/4 号炉と同様の記載 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・大飯の技術的能力 1.4 及び 1.8 と同様の記載。 ・記載表現については女川審査実績を反映している。
【比較のため 1.4.2.1(1)ｂ．(c) 電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 使用には、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。 ｉ．手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要なＮｏ．２淡水タンク水位が確保されており、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がなく、消火用として消火ポンプの必要がない場合。	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ） 原子炉圧力容器への注水機能喪失時のろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水 復水給水系，非常用炉心冷却系，低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ），代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水ができず，原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル３）以上に維持できない場合において，ろ過水ポンプが使用可能な場合※。 ※：設備に異常がなく，電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。 【1.4.2.1(1)a.(e)】	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ） 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水 代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水が代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合に，原子炉容器へ注水するために必要なろ過水タンク水位が確保されており，かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がなく，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 【1.4.2.1(1)ｂ．(c)】	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.4.2.1(2) a．(e) ディーゼル消火ポンプ又は電動消火ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 A格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要なＮｏ．２淡水タンク水位が確保されており、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がなく、消火用として消火ポンプの必要がない場合。	（ⅱ）残存溶融炉心の冷却のためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水 原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において，代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用できず，ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水が可能な場合※2。 ※１：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 ※２：ろ過水ポンプにより原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。 なお，原子炉圧力容器への注水と同時にろ過水ポンプによるドライウェルスプレイ又は原子炉格納容器下部への注水が必要となった場合の優先順位は，以下のとおりとする。 優先①：ドライウェルスプレイ 優先②：原子炉圧力容器への注水 優先③：原子炉格納容器下部への注水 【1.4.2.1(3)a.(d)】	（ⅱ）全交流動力電源喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合のディーゼル駆動消火ポンプ又は電動機駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水 Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水をＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に，原子炉容器へ注水するために必要なろ過水タンクの水位が確保されており，かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がなく，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 【1.4.2.1(2) a．(d)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.4.2.3(1) b．(d) 電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要なＮｏ．２淡水タンク水位が確保されており、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がなく、消火用として消火ポンプの必要がない場合。		（ⅲ）電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水（発電用原子炉停止中） 代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合に，原子炉容器へ注水するために必要なろ過水タンクの水位が確保されており，かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がなく，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 【1.4.2.3(1) b．(d)】	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.4.2.3(2) a．(g) ディーゼル消火ポンプ又は電動消火ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 Ａ格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要なＮｏ．２淡水タンク水位が確保されており、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がなく、消火用として消火ポンプの必要がない場合。		（ⅳ）全交流動力電源喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合のディーゼル駆動消火ポンプ又は電動機駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水（発電用原子炉停止中） Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉容器への注水をＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に，原子炉容器へ注水するために必要なろ過水タンク水位が確保されており，かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がなく，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 【1.4.2.3(2) a．(e)】	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.8.2.2(1)ｂ．(c) 電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、原子炉への注水がＡ余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要なＮｏ．２淡水タンクの水位が確保され、電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイに使用しておらず、重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がなく、消火用として消火ポンプの必要がない場合。	（iii） 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，代替循環冷却系，低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水ができず，ろ過水ポンプが使用可能な場合※2。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。 【1.8.2.2(1)e.】	（ｖ） 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できず，原子炉容器へ注水するために必要なろ過水タンクの水位が確保され，電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水に使用しておらず，重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がなく，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^6mSv/h 以上の場合。 【1.8.2.2(1)ａ．(e)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.8.2.2(2)ａ．(d) ディーゼル消火ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 Ａ格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水がＡ余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要なＮｏ．２淡水タンクの水位が確保され、ディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイに使用しておらず、重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がなく、消火用として消火ポンプの必要がない場合。		（vi） 全交流動力電源喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合又は原子炉補機冷却機能喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するためのディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水がＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できず，原子炉容器へ注水するために必要なろ過水タンクの水位が確保され，ディーゼル駆動消火ポンプを原子炉格納容器下部への注水に使用しておらず，重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がなく，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^6mSv/h 以上の場合。 【1.8.2.2(2)ａ．(d)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.13.2.2(2)の記載より再掲】 炉心注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により、さらに１次系純水タンク及びほう酸タンクの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、火災の発生がなく、Ｎｏ．２淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 また、燃料取替用水ピットから１次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替後、火災の発生がなく、Ｎｏ．２淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。		（vii）燃料取替用水ピットからろ過水タンクへの切替え 原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に，燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替えができない場合に，火災の発生がなく，ろ過水タンクの水位が確保され，使用できることを確認できた場合。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】運用の相違（相違理由②） 【大飯】記載表現の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.13.2.2(2)の記載より再掲】 b．操作手順 燃料取替用水ピットからＮｏ．２淡水タンクへの水源切替操作は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)ｂ.(c)「電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替炉心注水」にて整備する。 なお、１次系純水タンク及びほう酸タンクを使用中の場合、１次系純水タンク及びほう酸タンクの水位異常低警報が発信すれば水源切替えを開始する。	ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(d) ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(d)ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却」及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)e. ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)ｂ．(c) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違 ・泊３号炉は本手順着手後，系統構成が完了次第，補給を開始するため補給開始時期については記載していない。
	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してからろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水開始まで 20 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）２名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水開始まで 40 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	b．ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却 ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却手段は，ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイがある。	b．ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却 ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却手段は，電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイがある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.13.2.3(1) 燃料取替用水ピットからＮｏ．２淡水タンクへの水源切替の記載より再掲】 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により供給が必要な場合、燃料取替用水ピットからＮｏ．２淡水タンクに水源切替えを行う手順を整備する。	(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できず，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は，ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。 スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように，スプレイの起動／停止を行う。	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 重大事故等の発生時において，原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合，格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず，代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に，代替格納容器スプレイポンプ及びＢ－格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は，ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・大飯の技術的能力 1.6 と同様の記載。 ・記載表現については女川審査実績を反映している。 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・高浜 3/4 号炉と同様の記載
【比較のため 1.6.2.1(1)ｂ．(b) 電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。		使用に際しては，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	
【比較のため 1.6.2.1(1)ｂ．(b) 電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 格納容器圧力が最高使用圧力(392kPa〔gage〕)以上、かつ恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイをＡ格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするＮｏ．２淡水タンクの水位が確保されており、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず、消火用として消火ポンプの必要がない場合。	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ） ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード），原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイができず，ろ過水ポンプが使用可能な場合※1で，原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達※2した場合。 ※１：設備に異常がなく，電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。 ※２：「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは，ドライウェル圧力，圧力抑制室圧力，ドライウェル温度，圧力抑制室内空気温度又は圧力抑制室水位指示値が，原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。 【1.6.2.1(1)a.(b)】	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上かつ代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合に，原子炉格納容器内へスプレイするろ過水タンクの水位が確保されており，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 【1.6.2.1(1)ｂ．(b)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.6.2.1(2)ｂ．(b) ディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 格納容器圧力が最高使用圧力（392kPa［gage］）以上かつ、恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイをＡ格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要なＮｏ．２淡水タンクの水位が確保されており、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず、消火用として消火ポンプの必要がない場合。		（ⅱ） 全交流動力電源喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合のディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa［gage］）以上かつＢ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイをＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合，原子炉格納容器内へスプレイするために必要なろ過水タンクの水位が確保されており，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 【1.6.2.1(2)ａ．(c)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備，運用の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.6.2.2(1)ｂ．(b) 電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイがＡ格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要なＮｏ．２淡水タンクの水位が確保されており、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず、消火用として消火ポンプの必要がない場合。	（ⅱ） ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード），原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイができず，ろ過水ポンプが使用可能な場合※2で，原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達※3した場合。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。 ※３：「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは，ドライウェル圧力，圧力抑制室圧力又はドライウェル温度指示値が，原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。 【1.6.2.2(1)a.(b)】	（ⅲ） 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合に，原子炉格納容器内へスプレイするために必要なろ過水タンクの水位が確保されており，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^5mSv/h 以上の場合。 【1.6.2.2(1)ｂ．(b)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.6.2.2(2) b．(b) ディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイがＡ 格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要なＮｏ．２淡水タンクの水位が確保されており、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず、消火用として消火ポンプの必要がない場合。		（ⅳ） 全交流動力電源喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合又は原子炉補機冷却機能喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合のディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイをＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に，原子炉格納容器内へスプレイするために必要なろ過水タンクの水位が確保されており，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10⁶mSv/h 以上の場合。 【1.6.2.2(2) a．(c)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備，運用の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【大飯】記載方針の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.13.2.3(1) 燃料取替用水ピットからＮｏ．２淡水タンクへの水源切替の記載より再掲】 ａ．手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、火災の発生がなく、Ｎｏ．２淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。		（ⅴ）燃料取替用水ピットからろ過水タンクへの切替え 原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に，燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替えができない場合に，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず，ろ過水タンクの水位が確保され，使用できることを確認できた場合。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 ・高浜 3/4 号炉と同様の記載。 【大飯】運用の相違（相違理由④）
ｂ．操作手順 燃料取替用水ピットからＮｏ．２淡水タンクへの水源切替操作は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1) b．(b)「電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。	ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ手順については，「1.6.2.1(1)a.(b) ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(b) ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ手順については，「1.6.2.1(1) b．(b) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1) b．(b)電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.6.2.1(1) b．(b) 電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり運転員等２名により作業を実施し、所要時間は約 40 分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してからろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 20 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）２名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 35 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(3) b．の記載より再掲】 b．ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却 ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却手段は，ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイがある。 (a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できず，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は，ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。 スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように，スプレイの起動／停止を行う。	c．ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の除熱 ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の除熱手段は，電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイがある。 (a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 炉心の著しい損傷が発生した場合において，代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合，又は炉心の著しい損傷が発生した場合において，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に，Ｂ－格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による代替格納容器スプレイができない場合に，ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。 使用に際しては，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載方針の相違（相違理由①） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・大飯の技術的能力 1.7 と同様の記載。 ・記載表現については女川審査実績を反映している。
【比較のため 1.7.2.1(3) b．電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。			
【比較のため 1.7.2.1(3) b．電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により格納容器へのスプレイがＡ格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要なＮｏ．２淡水タンクの水位が確保されており、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず、消火用として消火ポンプの必要がない場合。		ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 炉心損傷を判断した場合※1において，代替格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内へのスプレイが代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合に，原子炉格納容器内へスプレイするために必要なろ過水タンクの水位が確保されており，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{5}mSv/h 以上の場合。 【1.7.2.1(3) b．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.7.2.2(2) b．ディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイがＡ格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要なＮｏ．２淡水タンクの水位が確保されており、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず、消火用として消火ポンプの必要がない場合。		（ⅱ）ディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイ 炉心損傷を判断した場合※1において，Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイをＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に，原子炉格納容器内へスプレイするために必要なろ過水タンクの水位が確保されており，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{5}mSv/h 以上の場合。 【1.7.2.2(2) c．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】運用の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(3) b．ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ手順については，「1.6.2.1(1)a.(b) ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(b) ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してからろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 20 分以内で可能である。	ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ手順については，「1.6.2.2(1) b．(b) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）２名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 35 分以内で可能である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	c．ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水 ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は，ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。	d．ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水 ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は，電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプを使用した注水手段がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.8.2.1(1) b．(b)の記載より引用】 使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため，ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプにより，ペデスタル注水配管又はスプレイ管を使用して原子炉格納容器下部に注水することで，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。 炉心損傷の進展により原子炉圧力容器が破損に至る可能性がある場合において，あらかじめ原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。 また，原子炉圧力容器破損後は，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冠水冷却するため，原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は，サプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため，ドライウェル水位を 0.02m～0.23m に維持する。	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため，ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより，スプレイノズル及びスプレイリングを使用して原子炉格納容器下部に注水することで，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。 使用に際しては，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.8.2.1(1) b．(b) 電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイがＡ格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要なＮｏ．２淡水タンクの水位が確保されており、かつ、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず、消火用として消火ポンプの必要がない場合。	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）原子炉格納容器下部への初期水張り ろ過水ポンプ（ペデスタル注水配管使用）の場合は，原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が 300℃に達した場合で，代替循環冷却系，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設），原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水ができず，ろ過水ポンプ（ペデスタル注水配管使用）が使用可能な場合※1。 ろ過水ポンプ（スプレイ管使用）の場合は，原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が 300℃に達した場合で，代替循環冷却系，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設），原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ），原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）及びろ過水ポンプ（ペデスタル注水配管使用）による原子炉格納容器下部への注水ができず，ろ過水ポンプ（スプレイ管使用）が使用可能な場合※1。	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水 代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器下部への注水が代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合に，原子炉格納容器下部へ注水するために必要なろ過水タンクの水位が確保されており，かつ，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 【1.8.2.1(1) a．(c)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.8.2.1(2) a．(b) ディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイがＡ格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要なＮｏ．２淡水タンクの水位が確保されており、かつ、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず、消火用として消火ポンプの必要がない場合。	（ⅱ）原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 ろ過水ポンプ（スプレイ管使用）の場合は，原子炉圧力容器の破損の徴候※2及び破損によるパラメータの変化※3により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で，代替循環冷却系，原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ），原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水ができず，ろ過水ポンプ（スプレイ管使用）が使用可能な場合※1。 ろ過水ポンプ（ペデスタル注水配管使用）の場合は，原子炉圧力容器の破損の徴候※2及び破損によるパラメータの変化※3により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で，代替循環冷却系，原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ），原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設），原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）及びろ過水ポンプ（スプレイ管使用）による原子炉格納容器下部への注水ができず，ろ過水ポンプ（ペデスタル注水配管使用）が使用可能な場合※1。 ※1：設備に異常がなく，電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。 ※2：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は，原子炉圧力容器内の水位の低下，制御棒の位置表示の喪失数増加，原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※3：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容	（ⅱ）ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水 Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器下部への注水がＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に，原子炉格納容器下部へ注水するために必要なろ過水タンクの水位が確保されており，かつ，重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生しておらず，消火用として消火ポンプの必要がない場合。 【1.8.2.1(2) a．(c)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】運用の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 【1.8.2.1(1)g.】		
	ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)g. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)ａ．(c)電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため1.8.2.1(1)ｂ．(b) 電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり運転員等２名により作業を実施し、所要時間は約 40 分と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	ⅲ．操作の成立性 【比較のため 1.13.2.1(3) ｂ．ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却の記載より再掲】 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してからろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 20 分以内で可能である。 上記の操作は，作業開始を判断してからペデスタル注水配管又はスプレイ管を使用したろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 （ⅰ）原子炉格納容器下部への初期水張り 運転員（中央制御室）１名にて実施した場合，20 分以内で可能である。 （ⅱ）原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水 運転員（中央制御室）１名にて実施した場合，５分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）２名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水開始までの 35 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
	d．ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水 ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水手段は，ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。	e．ろ過水タンクを水源とした使用済燃料ピットへの注水 ろ過水タンクを水源とした使用済燃料ピットへの注水手段は，電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプを使用した注水手段がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため1.11.2.1(3) Ｎｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓）の記載より引用】 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、屋内消火栓を使用し、Ｎｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。 ただし、Ｎｏ．２淡水タンクは、使用済燃料ピット近傍に立ち入ることができ、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に，ろ過水タンクを水源として，ろ過水ポンプにより，ろ過水系配管，補給水系配管，残留熱除去系配管及び燃料プール冷却浄化系配管を経由して使用済燃料プールへ注水する。	(a)ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に，ろ過水タンクを水源として屋内消火栓を使用し，電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。 ただし，ろ過水タンクは，使用済燃料ピット近傍に立ち入ることができ，かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.11.2.1(3) Ｎｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓）の記載より引用】 a．手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L.+33.06m 以下まで低下している場合であって、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認した場合。	ⅰ．手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至り，ろ過水ポンプが使用可能な場合※。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し，復旧が見込めない場合。 ※設備に異常がなく，電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。 【1.11.2.1(1)c.】	ⅰ．手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60℃を超える場合，又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P.32.58m 以下まで低下している場合であって，かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認した場合。 【1.11.2.1(1) d.】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【大飯】記載方針の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.13.2.5(2) Ｎｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の記載より再掲】 使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、Ｎｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(3)「Ｎｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓）」及び 1.11.2.1(4)「Ｎｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋外消火栓）」にて整備する。	ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水手順については，「1.11.2.1(1)c.ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順については，「1.11.2.1(1) d．電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由⑰） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.11.2.1(3)の記載より引用】 c．操作の成立性 上記の現場対応は１ユニット当たり緊急安全対策要員２名により作業を実施し、所要時間は、約 60 分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。また、Ｎｏ．２淡水タンク（屋内消火栓）から使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）２名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してからろ過水ポンプによる使用済燃料プール注水開始まで 45 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（現場）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで 30 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。また，電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して消防ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(4) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を水源とした原子炉圧力容器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給，原子炉格納容器下部への注水，原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水／スプレイを行う手順を整備する。 【比較のため 1.13.2.1(6)の記載より再掲】 (6) 海を水源とした対応手順 重大事故等時，海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保，最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送，大気への放射性物質の拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火を行う手順を整備する。 a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水 原子炉圧力容器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器下部への注水，原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールの冷却に用いる常設の設備が使用できない場合に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による各種注水を行う。また，原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の水位が低下した場合に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による補給を行う。 本手順では重大事故等対応要員による水源特定，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の設置，接続口までのホース接続及び大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水までの手順を整備し，接続口から注水等が必要な箇所までの操作手順については各条文にて整備する（手順のリンク先については，1.13.2.1(4)b. ～1.13.2.1(4)g. ，1.13.2.2(1)a. (a)に示す。）。 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の水源は淡水貯水槽（No. 1）（淡水）又は淡水貯水槽（No. 2）（淡水）を優先して使用する。淡水による各種注水が枯渇により継続できないおそれがある場合は，海水による各種注水に切り替えるが，淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を経由して注水が必要な箇所へ送水することにより，各種注水を継続しながら淡水から海水への水源の切替えが可能である。 ただし，原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給は，淡水補給のみとする。 なお，淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）への補給は，「1.13.2.2(2) a.大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給」の手順にて実施する。	(4) 代替給水ピットを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，代替給水ピットを水源とした原子炉容器への注水，蒸気発生器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器内の除熱，原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料ピットへの注水／スプレイを行う手順を整備する。 重大事故等時，代替給水ピットを水源とした大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順を整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	水源特定，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）設置，接続口までのホース接続及び送水の一連の流れはどの対応においても同じであり，水源から接続口までの距離によりホース数量が決まる。 なお，水源と接続口の選択は，水源と接続口の距離が最短となる組合せを優先して選択する（燃料プール代替注水系及び燃料プールスプレイ系については，送水先が建屋接続口だけでなく原子炉建屋内に敷設したホースに接続する手段もある。）。 (a) 手順着手の判断基準 復水貯蔵タンク，サプレッションチェンバ及びろ過水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水ができない場合。また，原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の水位が通常水位を下回ると判断した場合。 (b) 操作手順 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水手順の概略は以下のとおり。 概要図を第 1.13－2 図に，タイムチャートを第 1.13－3 図に，淡水貯水槽から各種注水ルート図を第 1.13－35 図に示す。 ①発電所対策本部は，プラントの被災状況に応じて，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による各種注水／補給を行うことを決定し，各種注水／補給のための接続口の場所及び大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の淡水貯水槽への設置を決定し，重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による淡水の供給の準備開始を指示する。 ②重大事故等対応要員は，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を淡水貯水槽へ移動させる。 ③重大事故等対応要員は，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の付属品を所定の場所に設置する。 ④重大事故等対応要員は，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）にホースを接続し，ミニマムフローラインを構成する。 ⑤重大事故等対応要員は，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の付属水中ポンプにホースを接続し，付属水中ポンプを淡水貯水槽取水箇所へ設置する。 ⑥重大事故等対応要員は，ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し，原子炉建屋付近に設置する。 ⑦重大事故等対応要員は，ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプⅠ）から注水用ヘッダまでのホースを敷設する。 ⑧重大事故等対応要員は，各接続先にホースを接続し，水の供給先に応じて必要な系統構成を実施する。 ⑨重大事故等対応要員は，発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水準備完了を報告する。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	⑩発電所対策本部は，重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水開始を指示する。 ⑪重大事故等対応要員は，現場にて大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を起動及び送水圧力を設定し，水の供給先に応じた注水用ヘッダ付属の流量調整弁の開操作により淡水貯水槽の水の送水を開始し，発電所対策本部へ報告する。 (c) 操作の成立性 上記の操作は，重大事故等対応要員 9 名にて作業を実施し，作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による淡水貯水槽からの送水準備完了まで 380 分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水貯水槽から送水先へホースを敷設し，送水ルートを確保する。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 （添付資料 1.13.3） 【比較のため 1.13.2.1(4) b．の記載より再掲】 b．淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段としては，低圧代替注水系（可搬型）がある。 (a) 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，淡水貯水槽を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	a．代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水手段としては，可搬型大型送水ポンプ車がある。 (a)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 重大事故等の発生時において，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し，２次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合，又は補助給水ポンプが使用できず，さらに電動主給水ポンプ及び SG 直接給水用高圧ポンプが使用できない場合に主蒸気ライン圧力が約 1.3MPa[gage]まで低下している場合は，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，代替給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 なお，淡水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できず，蒸気発生器への注水が喪失した場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.2.2.1(2)ｄ.】	【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
		（ⅱ）補助給水ピットから代替給水ピットへの切替え 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【大飯】設備の相違（相違理由②）
	【比較のため 1.13.2.1(4) ｂ．(a) 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2)ｄ．代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
	ⅲ．操作の成立性 （ｉ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで180分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 また，速やかに作業が開始できるように，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	【女川】記載方針の相違（相違理由④） 【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(4) b．(a) 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	【女川】記載方針の相違（相違理由④）
	【比較のため 1.13.2.1(4) b．の記載より再掲】 b．淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段としては，低圧代替注水系（可搬型）がある。 (a) 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，淡水貯水槽を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	b．代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水手段としては，可搬型大型送水ポンプ車がある。 (a)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 重大事故等の発生時において，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し，２次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合，又は補助給水ポンプが使用できず，さらに電動主給水ポンプ及び SG 直接給水用高圧ポンプが使用できない場合に，主蒸気ライン圧力が約 1.3MPa [gage]まで低下している場合は，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，代替給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 なお，淡水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 ⅰ．手順着手の判断基準 (ⅰ)可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水が喪失した場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.3.2.1(2)ｅ.】	【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照 【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		（ⅱ）補助給水ピットから代替給水ピットへの切替え 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【大飯】設備の相違（相違理由②）
	【比較のため 1.13.2.1(4) b．(a) 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2) d． 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照
	ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで180分以内で可能である。	【女川】記載方針の相違（相違理由④） 【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	b. 淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段としては，低圧代替注水系（可搬型）がある。	c．代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水手段としては，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照
	(a) 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，淡水貯水槽を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 重大事故等の発生時において，原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合，非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合，発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，代替給水ピットを水源とした原子炉容器への注水を実施する。	【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違（相違理由⑤）
	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず，原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル３）以上に維持できない場合において，低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合※。 ※：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）又は淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。 【1.4.2.1(1)a.(c)】	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.1(1)ｂ.(e)】	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	（ⅱ） 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において，低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水が可能な場合※2。 ※１：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 ※２：低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。 【1.4.2.1(3)a.(c)】	（ⅱ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水をＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.1(2)a.(f)】 （ⅲ） 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水（発電用原子炉停止中） 代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(1)b.(f)】 （ⅳ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水（発電用原子炉停止中） Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水をＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(2)a.(g)】	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
	（ⅲ） 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず，低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合※2。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（淡水貯水槽（No. １）又は淡水貯水槽（No. ２））が確保されている場合。 【1.8.2.2(1)b.】	（ⅴ） 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できず，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合で，かつ可搬型大型送水ポンプ車を原子炉格納容器下部への注水に使用していない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^6mSv/h 以上の場合。 【1.8.2.2(1)a.(g)】	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		（vi） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水がＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できず，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合で，かつ可搬型大型送水ポンプ車を原子炉格納容器下部への注水に使用していない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{6}mSv/h 以上の場合。 【1.8.2.2(2)ａ.(f)】	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
		（vii） 燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの切替え 原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し，燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え，及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【大飯】設備の相違（相違理由⑤） 【女川】設備の相違（相違理由②）
	ⅱ．操作手順 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)b.(e) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	iii．操作の成立性 （ⅰ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 （ⅱ） 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 （ⅲ） 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水開始まで145分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 速やかに作業が開始できるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②） 【女川】記載方針の相違（相違理由④）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 【比較のため 1.13.2.1(4) b．の記載より再掲】 b．淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段としては，低圧代替注水系（可搬型）がある。 (a) 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，淡水貯水槽を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	d．代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水手段としては，可搬型大型送水ポンプ車がある。 (a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 重大事故等の発生時において，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し，２次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合，１次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，又は全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に，可搬型大型送水ポンプ車により代替給水ピットから蒸気発生器へ注水する手順を整備する。 なお，淡水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由②）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.2(1)ａ．(e)】 （ⅱ）全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.2(2)ａ．(d)】 （ⅲ）可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水（発電用原子炉停止中） 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(1)ｅ．(e)】 （ⅳ）全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水（発電用原子炉停止中） 発電用原子炉停止中にタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(2)ｃ．(d)】 （ⅴ）補助給水ピットから代替給水ピットへの切替え 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【大飯】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(4) b．(a) 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	ⅱ．操作手順 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2)d．代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員 6 名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水開始まで 180 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載方針の相違（相違理由④） 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
	【比較のため 1.13.2.1(4) b．の記載より再掲】 b. 淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 淡水貯水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段としては，低圧代替注水系（可搬型）がある。	e．代替給水ピットを水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水 代替給水ピットを水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水手段は，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(4) b．(a) 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 (a) 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，淡水貯水槽を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが使用できず，さらに電動主給水ポンプ及び SG 直接給水用高圧ポンプが使用できず，かつ主蒸気ライン圧力が約 1.3MPa[gage]まで低下している場合，又は補助給水ポンプが使用できず，さらに SG 直接給水用高圧ポンプが使用できず，かつ主蒸気ライン圧力が約 1.3MPa[gage]まで低下している場合に，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，代替給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 なお，淡水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照
		ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水流量が喪失した場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.5.2.1(1)ｅ.】	【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照
		（ⅱ） 全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水流量が喪失した場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.5.2.2(1)ｄ.】	【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(4) b．(a) 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	ⅱ．操作手順 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2)ｄ．代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで180分以内で可能である。	【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照 【女川】記載方針の相違（相違理由④） 【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照
	c.淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイがある。	ｆ．代替給水ピットを水源とした原子炉格納容器内の冷却 代替給水ピットを水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては，可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイがある。	【大飯】設備，運用の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(a) 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却	【大飯】設備，運用の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違（相違理由⑦）
	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できず，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレイする。 スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように，スプレイの起動／停止を行う。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成としている。	重大事故等の発生時において，原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合，格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず，代替格納容器スプレイポンプ，電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に，代替格納容器スプレイポンプ，Ｂ－格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は，可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。	
	ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※。 ※：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）又は淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。 【1.6.2.1(1)a.(c)】	ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上かつ代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.6.2.1(1)b.(d)】	【大飯】設備，運用の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		（ⅱ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上かつＢ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイをＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.6.2.1(2)ａ.(e)】	【大飯】設備，運用の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
	（ⅱ） 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができず，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※2。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）又は淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。 【1.6.2.2(1)a.(c)】	（ⅲ）可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{5}mSv/h 以上の場合。 【1.6.2.2(1)ｂ.(d)】	【大飯】設備，運用の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
		（ⅳ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイをＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{5}mSv/h 以上の場合。 【1.6.2.2(2)ａ.(e)】	【大飯】設備，運用の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		（ｖ）燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの切替え 原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し，燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え，及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【大飯】設備の相違（相違理由⑦）
	ⅱ．操作手順 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却手順については，「1.6.2.1(1)a.(c) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(c) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	ⅱ．操作手順 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却手順については，「1.6.2.1(1)ｂ.(d)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)ｂ.(d)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	【大飯】設備，運用の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
	ⅲ．操作の成立性 （ｉ） 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 （ⅱ） 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで170分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業ができるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。	【大飯】設備，運用の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②） 【女川】記載方針の相違（相違理由④）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	のとおり。 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 d. 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給手段としては，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による水補給がある。 (a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給 残留熱除去系の機能が喪失し，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合，原子炉格納容器フィルタベント系により最終ヒートシンク（大気）へ熱を輸送する。 フィルタ装置の水位が通常水位を下回り下限水位（許容最小水量）に到達する前に，給水ラインからフィルタ装置への水補給を実施する。 ⅰ．手順着手の判断基準 フィルタ装置の水位が規定水位まで低下した場合。 【1.5.2.1(1)a．(b)】 【1.7.2.1(2)b.】 ⅱ．操作手順 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給手順については，「1.5.2.1(1)a．(b)フィルタ装置への水補給」及び「1.7.2.1(2)b.フィルタ装置への水補給」にて整備する。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名※及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による注水開始まで 380 分以内で可能である。 炉心損傷がない状況下での原子炉格納容器ベントであることから，本操作における作業エリアの被ばく線量率は低く，作業は可能である。 なお，屋外における本操作は原子炉格納容器ベント実施後の短期間において，フィルタ装置への水補給を行うものではないことから，大気中に放出された放射性物質から受ける放射線量は低下しているため作業可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 また，ホース等の接続は速やかに作業ができるように，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の保管場所に使用工具，ホース等を配備する。 車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 ※：フィルタ装置水・薬液補給接続口（建屋内）へホースを接続する場合に必要な要員。		
	【比較のため 1.13.2.1(4) c．の記載より再掲】 c.淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイがある。 (a) 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できず，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレイする。 スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように，スプレイの起動／停止を行う。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成としている。	g． 代替給水ピットを水源とした原子炉格納容器内の除熱 代替給水ピットを水源とした原子炉格納容器内の除熱手段は，可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイがある。 (a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の除熱 炉心の著しい損傷が発生した場合において，電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により原子炉格納容器内へのスプレイが AM 用消火水積算流量等にて確認できない場合，又は炉心の著しい損傷が発生した場合において，全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に，ディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイができない場合は，可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。	【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【女川】記載方針の相違（相違理由①） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・大飯の技術的能力 1.7 の可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイと同様の記載。 ・記載表現については女川審査実績を反映している。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ 炉心損傷を判断した場合※1において，代替格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{6}mSv/h 以上の場合。 【1.7.2.1(3)ｄ.】	【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照
		（ⅱ）全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ 炉心損傷を判断した場合※1において，Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイをＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{6}mSv/h 以上の場合。 【1.7.2.2(2)ｅ.】	【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照
	【比較のため 1.13.2.1(4) ｃ.（a）淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却手順については，「1.6.2.1(1)a.(c) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(c) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	ⅱ．操作手順 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の除熱手順については，「1.6.2.2(1)ｂ．(d)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【女川】記載方針の相違（相違理由①）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(4) c．(a) 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却の記載より再掲】 iii．操作の成立性 （i） 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで170分以内で可能である。	【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【女川】記載方針の相違（相違理由①，⑤）
	e．淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は，原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）がある。 (a) 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器下部注水系（可搬型）により原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。 原子炉圧力容器破損後は，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冠水冷却するため，原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は，サプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため，ドライウェル水位を 0.02m～0.23m に維持する。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により原子炉・格納容器下部注水接続口（北），原子炉・格納容器下部注水接続口（東）及び原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を任意に選択できる構成としている。	h．代替給水ピットを水源とした原子炉格納容器下部への注水 代替給水ピットを水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	ⅰ．手順着手の判断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候※1及び破損によるパラメータの変化※2により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水ができず，原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合※3。 ※１：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は，原子炉圧力容器内の水位の低下，制御棒の位置表示の喪失数増加，原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※２：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 ※３：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）又は淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。 【1.8.2.1(1)c.】 ⅱ．操作手順 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)c.原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。		
	(b) 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）によりスプレイ管を使用して原子炉格納容器下部に注水することで，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。 原子炉圧力容器破損後は，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冠水冷却するため，原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は，サプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため，ドライウェル水位を 0.02m～0.23m に維持する。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により格納容器スプレイ接続口（北），格納容器スプレイ接続口（東）及び格納容器スプレイ接続口（建屋内）を任意に選択できる構成としている。	(a)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
	ⅰ．手順着手の判断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候※1及び破損によるパラメータの変化※2により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※3。 ※1：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は，原子炉圧力容器内の水位の低下，制御棒の位置表示の喪失数増加，原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※2：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 ※3：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（淡水貯水槽（No. 1）又は淡水貯水槽（No. 2））が確保されている場合。 【1.8.2.1(1)f.】	ⅰ．手順着手の判断基準 (ⅰ)可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器下部への注水が代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.8.2.1(1)a．(e)】 (ⅱ) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器下部への注水をＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.8.2.1(2)a．(e)】	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	ⅱ．操作手順 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)f．原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)ａ．(e)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水開始まで170分以内で可能である。	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
	円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
	f.淡水貯水槽を水源とした原子炉ウェルへの注水 淡水貯水槽を水源とした原子炉ウェルへの注水手段は，原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）がある。 (a) 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェル注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉建屋等の水素爆発を防止するため，淡水貯水槽（No.１）又は淡水貯水槽（No.２）を水源として原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却し，原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制する。 ⅰ．手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において，原子炉格納容器内の温度が 171℃を超えるおそれがある場合で，原子炉格納容器頂部注水(可搬型)が使用可能な場合※2。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，燃料及び水源（淡水貯水槽（No. １）及び淡水貯水槽（No. ２））が確保されている場合。 【1. 10. 2. 1(2)b.】 ⅱ．操作手順 淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水手順については，「1. 10. 2. 1(2)b. 原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水（淡水／海水）」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施し，作業開始を判断してから原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水開始まで 380 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 なお，一度ドライウェル主フランジ部が冠水するまで注水した後は，蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し，ドライウェル主フランジ部が冠水する水位を維持することにより，ドライウェル主フランジのシール部温度をシールの健全性を保つことができる温度以下に抑えることが可能である。		
	g．淡水貯水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイ 淡水貯水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイ手段としては，燃料プール代替注水系（常設配管），燃料プール代替注水系（可搬型），燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）がある。	ⅰ．代替給水ピットを水源とした使用済燃料ピットへの注水／スプレイ 代替給水ピットを水源とした使用済燃料ピットへの注水／スプレイ手段としては，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】設備の相違 「1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(a) 淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に，代替淡水源（淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により使用済燃料プールへ注水する。 ⅰ．手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至った場合。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し，復旧が見込めない場合。 【1.11.2.1(1) a.】 ⅱ．操作手順 淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水手順については，「1.11.2.1(1) a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【燃料プール注水接続口（北）又は燃料プール注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。		
	(b) 淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えいが発生した場合に，代替淡水源（淡水貯水槽（No.１）又は淡水貯水槽（No.２））を水源とし大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により使用済燃料プールへ注水する。	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に，代替給水ピットを水源として可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
	ⅰ．手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至り，燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水ができない場合。ただし，燃料取替床へアクセスできる場合。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し，復旧が見込めない場合。 【1.11.2.1(1)b.】	ⅰ．手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60℃を超える場合，又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P.32.58m 以下まで低下している場合。 【1.11.2.1(1) f .】	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
【比較のため 1.13.2.5(3)の記載より再掲】 (3) ポンプ車によるＮｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、ポンプ車によるＮｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(5)「ポンプ車によるＮｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水手順については，「1.11.2.1(1) b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順については，「1.11.2.1(1) f . 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【大飯】設備の相違（相違理由⑨） 【女川】設備の相違（相違理由②）
	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施し，作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水開始まで 380 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，災害対策要員６名及び災害対策要員（支援）２名にて作業を実施し，作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで 115 分以内で可能である。 また，使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては，災害対策要員３名及び災害対策要員（支援）２名にて作業を実施し，作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで 150 分以内で可能である。	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，速やかに作業が開始できるよう，原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 (c) 淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し，燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により，燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し，臨界を防止する。 ⅰ．手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し，さらに以下のいずれかの状況に至った場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が，使用済燃料貯蔵ラック上端＋6,000mm を下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。 【1.11.2.2(1)a.】 ⅱ．操作手順 淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ手順については，「1.11.2.2(1)a. 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【燃料プールスプレイ接続口（北）又は燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び	円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，速やかに作業が開始できるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。		
	(d) 淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより，使用済燃料プールの水位が異常に低下し，燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に，燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを優先して使用するが，これが機能喪失した場合は，可搬型のスプレイノズルを使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し，臨界を防止する。	(b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより，使用済燃料ピットの水位が異常に低下し，使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に，代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを実施することで使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し，臨界を防止する。	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
	ⅰ．手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し，さらに以下のいずれかの状況に至り，燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイができない場合。ただし，燃料取替床へアクセスできる場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が，使用済燃料貯蔵ラック上端＋6,000mm を下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。 【1.11.2.2(1)b.】	ⅰ．手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し，かつ水位低下が継続する場合。 【1.11.2.2(1)ｂ.】	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	ⅱ．操作手順 淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ手順については，「1.11.2.2(1)b. 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。	ⅱ．操作手順 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ手順については，「1.11.2.2(1) b．代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施し，作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ開始まで 380 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，速やかに作業が開始できるよう，原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，災害対策要員７名及び災害対策要員（支援）１名にて作業を実施し，作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで 110 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，速やかに作業が開始できるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
	【比較のため 1.13.2.1(6) ｊ．の記載より再掲】 ｊ．海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制手段としては，大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制がある。	ｊ．代替給水ピットを水源とした大気への放射性物質の拡散抑制 代替給水ピットを水源とした大気への放射性物質の拡散抑制手段としては，可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制がある。	【大飯】設備の相違 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより，使用済燃料ピットの水位が異常に低下し，使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に，代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより使用済燃料ピットにスプレイし，大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。	【大飯】設備の相違 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
		ⅰ．手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し，かつ水位低下が継続する場合において，燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づける場合に，海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し，代替給水ピットの水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.12.2.2(1)ｂ.】	【大飯】設備の相違 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
	【比較のため 1.13.2.1(6) ｊ．(a) 海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制手順については，「1.12.2.1(1)a.放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制」にて整備する。	ⅱ．操作手順 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制手順については，「1.11.2.2(1)ｂ． 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）
		ⅲ．操作の成立性 上記の現場操作は，災害対策要員７名及び災害対策要員（支援）１名にて作業を実施し，作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで 110 分以内で可能である。	【大飯】設備の相違 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の比較表参照 【女川】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(5) 淡水タンクを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，ろ過水タンク，純水タンク及び原水タンク（以下「淡水タンク」という。）を水源とした原子炉圧力容器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給，原子炉格納容器下部への注水，原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水／スプレイを行う手順を整備する。 【比較のため 1.13.2.1(6)の記載より再掲】 (6) 海を水源とした対応手順 重大事故等時，海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保，最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送，大気への放射性物質の拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火を行う手順を整備する。 a. 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水 原子炉圧力容器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器下部への注水，原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールの冷却に用いる常設の設備が使用できない場合に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による各種注水を行う。また，原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の水位が低下した場合に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による補給を行う。 本手順では，重大事故等対応要員による水源特定，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の設置，接続口までのホース接続及び大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水までの手順を整備し，接続口から注水等が必要な箇所までの操作手順については各条文にて整備する（手順のリンク先については，1.13.2.1(5)b.～1.13.2.1(5)g.，1.13.2.2(1)a.(b)に示す。）。 水源特定，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の設置，接続口までのホース接続，送水の一連の流れはどの対応においても同じであり，水源から接続口までの距離によりホース数量が決まる。 なお，水源と接続口の選択は，水源と接続口の距離が最短となる組合せを優先して選択する（燃料プール代替注水系及び燃料プールスプレイ系については，送水先が建屋接続口だけでなく原子炉建屋内に敷設したホースに接続する手段もある。）。 (a) 手順着手の判断基準 復水貯蔵タンク，サプレッションチェンバ及び淡水貯水槽を水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水ができない場合。また，原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の水位が通常水位を下回ると判断した場合。	(5) 原水槽を水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，原水槽を水源とした原子炉容器への注水，蒸気発生器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器内の除熱，原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料ピットへの注水／スプレイを行う手順を整備する。 重大事故等時，原水槽を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順を整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違 ・女川は，ろ過水タンク，純水タンク及び原水タンクの総称として，淡水タンクと記載している。 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(b) 操作手順 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水手順の概略は以下のとおり。概要図を第 1.13－4 図に，タイムチャートを第 1.13－5 図に示す。 ①発電所対策本部は，プラントの被災状況に応じて，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による淡水タンクを水源とした各種注水／補給を行うことを決定し，各種注水／補給のための接続口の場所及び大容量送水ポンプ（タイプⅠ）のろ過水タンクへの設置を決定し，重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による淡水の供給の準備開始を指示する。 ②重大事故等対応要員は，指示を受けたろ過水タンク付近へ大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を移動させる。 ③重大事故等対応要員は，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の付属品を所定の場所に設置する。 ④重大事故等対応要員は，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）にホースを接続し，ミニマムフローラインを構成する。 ⑤重大事故等対応要員は，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の付属水中ポンプにホースを接続し，付属水中ポンプをろ過水タンクの接続箇所へ設置する。 ⑥重大事故等対応要員は，ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し，原子炉建屋付近に設置する。 ⑦重大事故等対応要員は，ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプⅠ）から注水用ヘッダまでのホースを敷設する。 ⑧重大事故等対応要員は，各接続先にホースを接続し，水の供給先に応じて必要な系統構成を実施する。 ⑨重大事故等対応要員は，淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による淡水の供給準備完了を発電所対策本部へ報告する。 ⑩発電所対策本部は，重大事故等対応要員に淡水タンクからの淡水の送水開始を指示する。 ⑪重大事故等対応要員は，現場にてろ過水タンク非常用接続端止め弁（大容量送水ポンプ用）及びろ過水タンク非常用戻り側接続端止め弁（大容量水ポンプ用）の全開操作を実施する。 ⑫重大事故等対応要員は，現場にて大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を起動及び送水圧力を設定し，水の供給先に応じた注水用ヘッダ付属の流量調整弁の開操作により淡水タンクの水の送水を開始し，発電所対策本部へ報告する。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(c) 操作の成立性 上記の操作は，重大事故等対応要員９名にて作業を実施し，作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による淡水タンクからの淡水の送水準備完了まで 380 分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水タンクから送水先へホースを敷設し，送水ルートを確保する。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 （添付資料 1.13.3） 【比較のため 1.13.2.1(5) b．の記載より再掲】 b．淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，低圧代替注水系（可搬型）がある。 (a) 淡水タンクを水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，淡水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	ａ．原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水 原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水手段は，可搬型大型送水ポンプ車がある。 (a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 重大事故等の発生時において，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し，２次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合，又は補助給水ポンプが使用できず，さらに電動主給水ポンプ及び SG 直接給水用高圧ポンプが使用できない場合に主蒸気ライン圧力が約 1.3MPa[gage]まで低下している場合，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，原水槽を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 なお，淡水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できず，蒸気発生器への注水が喪失した場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.2.2.1(2) e．】	【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		（ⅱ）補助給水ピットから原水槽への水源切替 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失した場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【大飯】設備の相違（相違理由②） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(5) b．(a)淡水タンクを水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2)ｅ．原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで205分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 また，速やかに作業が開始できるように，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載方針の相違（相違理由④）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(5) b．の記載より再掲】 b．淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，低圧代替注水系（可搬型）がある。 (a)淡水タンクを水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，淡水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	b．原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水 原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水手段は，可搬型大型送水ポンプ車がある。 (a)原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 重大事故等の発生時において，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し，２次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合，又は補助給水ポンプが使用できず，さらに電動主給水ポンプ及び SG 直接給水用高圧ポンプが使用できない場合に，主蒸気ライン圧力が約 1.3MPa[gage]まで低下している場合，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，原水槽を水源とした蒸気発生器へ注水を実施する。 なお，淡水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水が喪失した場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.3.2.1(2) f．】 （ⅱ）補助給水ピットから原水槽への水源切替 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失した場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(5) b．(a)淡水タンクを水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	ⅱ．操作手順 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2) f．原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで205分以内で可能である。	【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照 【女川】記載方針の相違（相違理由④）
	b．淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，低圧代替注水系（可搬型）がある。	c．原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水 原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水手段は，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(a)淡水タンクを水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，淡水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 重大事故等の発生時において，原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損等により供給が必要な場合，非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合，発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，原水槽を水源とした原子炉容器への注水を実施する。	【大飯】設備の相違（相違理由⑤） 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照
	ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず，原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル３）以上に維持できない場合において，低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合※。 ※：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。 【1.4.2.1(1)a.(c)】	ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.1(1)b.(f)】	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
	（ⅱ） 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において，低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水が可能な場合※2。 ※１：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 ※２：低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。 【1.4.2.1(3)a.(c)】	（ⅱ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水をＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.1(2)a.(g)】	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		（iii）可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(1)ｂ.(g)】	
		（iv）全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水をＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(2)ａ.(h)】	
	（iii）溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず，低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合※2。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合， 又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。 【1.8.2.2(1)b.】	（v）溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できず，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合で，かつ可搬型大型送水ポンプ車を原子炉格納容器下部への注水に使用していない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10⁵mSv/h 以上の場合。 【1.8.2.2(1)ｂ.(f)】	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照
		（vi）全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水をＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できず，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合で，かつ可搬型大型送水ポンプ車を原子炉格納容器下部への注水に使用していない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10⁵mSv/h 以上の場合。 【1.8.2.2(2)ａ.(g)】	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		（vii）燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替 原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し，燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替，及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【大飯】設備の相違（相違理由⑤）
	ⅱ．操作手順 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)b.(f) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
	ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水開始まで200分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 速やかに作業が開始できるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載方針の相違（相違理由④）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	（ⅱ） 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 （ⅲ） 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホース接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(5) b．の記載より再掲】 b．淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，低圧代替注水系（可搬型）がある。 (a)淡水タンクを水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，淡水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	d．原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水 原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水手段としては，可搬型大型送水ポンプ車がある。 (a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 重大事故等の発生時において，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し，２次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合，１次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により，余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，原水槽を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 なお，淡水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ） 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.2(1) a．(f)】 （ⅱ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.2(2) a．(e)】	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【大飯】設備の相違（相違理由②） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		（ⅲ）原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水（発電用原子炉停止中） 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(1)ｅ.(f)】	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
		（ⅳ）全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水（発電用原子炉停止中） 発電用原子炉停止中にタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(2)ｃ.(e)】	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(5)ｂ．(a)淡水タンクを水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】	（ⅴ）補助給水ピットから原水槽への水源切替 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失した場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【大飯】設備の相違（相違理由②） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	ⅱ．操作手順 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2)ｅ．原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(5) b．(a)淡水タンクを水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 iii．操作の成立性 （ｉ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水開始まで 205 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載方針の相違（相違理由④）
	【比較のため 1.13.2.1(5) b．の記載より再掲】 b．淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 淡水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，低圧代替注水系（可搬型）がある。 (a)淡水タンクを水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，淡水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	e．原水槽を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水 原水槽を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水手段は，可搬型大型送水ポンプ車がある。 (a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが使用できず，さらに電動主給水ポンプ及び SG 直接給水用高圧ポンプが使用できず，かつ主蒸気ライン圧力が約 1.3MPa[gage]まで低下している場合，又は補助給水ポンプが使用できず，さらに SG 直接給水用高圧ポンプが使用できず，かつ主蒸気ライン圧力が約 1.3MPa[gage]まで低下している場合に，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，原水槽を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 なお，淡水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照 【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水流量が喪失した場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.5.2.1(1)ｆ.】	【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照
		（ⅱ） 全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水流量が喪失した場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.5.2.2(1)ｅ.】	【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照
	【比較のため 1.13.2.1(5)ｂ．(a)淡水タンクを水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2)ｅ．原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(5) b．(a)淡水タンクを水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 iii．操作の成立性 （ｉ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで205分以内で可能である。	【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照 【女川】記載方針の相違（相違理由④）
	c．淡水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却手段は，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）がある。	f．原水槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却 原水槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(a) 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できず，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレイする。 スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように，スプレイの起動／停止を行う。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成としている。	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 重大事故等の発生時において，原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損等により供給が必要な場合，格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず，代替格納容器スプレイポンプ，電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に，代替格納容器スプレイポンプ，Ｂ－格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により，原子炉格納容器へのスプレイができない場合は，可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内へのスプレイする。	【大飯】設備の相違（相違理由⑦） 【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照
	ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※。 ※：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。 【1.6.2.1(1)a.(c)】	ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上かつ代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.6.2.1(1)ｂ.(e)】	【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照
		（ⅱ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ（炉心損傷前） 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上かつＢ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイをＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.6.2.1(2)ａ.(f)】	【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	（ⅱ） 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができず，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※2。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。 【1.6.2.2(1)a.(c)】	（ⅲ）可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合，及び格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内が冷却状態であることを原子炉格納容器圧力等で確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{6}mSv/h 以上の場合。 【1.6.2.2(1)b.(e)】	【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照
		（ⅳ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイをＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{6}mSv/h 以上の場合。 【1.6.2.2(2)a.(f)】	【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照
		（ⅴ）燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替 原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し，燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替，及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【大飯】設備の相違（相違理由⑦）
	ⅱ．操作手順 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却手順については，「1.6.2.1(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	ⅱ．操作手順 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却手順については，「1.6.2.1(1)b.(e)原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)b.(e) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	【大飯】設備，運用の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	iii．操作の成立性 （ⅰ）原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 （ⅱ）原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで225分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業ができるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。	【大飯】設備，運用の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】記載方針の相違（相違理由④）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	d. 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給手段は，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による水補給がある。 (a) 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給 残留熱除去系の機能が喪失し，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合，原子炉格納容器フィルタベント系により最終ヒートシンク（大気）へ熱を輸送する。 フィルタ装置の水位が通常水位を下回り下限水位（許容最小水量）に到達する前に，給水ラインからフィルタ装置への水補給を実施する。 ⅰ．手順着手の判断基準 フィルタ装置の水位が規定水位まで低下した場合。 【1.5.2.1(1)a.（b)】 【1.7.2.1(2)b.】 ⅱ．操作手順 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給手順については，「1.5.2.1(1)a.(b)フィルタ装置への水補給」及び「1.7.2.1（2）b.フィルタ装置への水補給」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名※及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による注水開始まで 380 分以内で可能である。 炉心損傷がない状況下での原子炉格納容器ベントであることから，本操作における作業エリアの被ばく線量率は低く，作業は可能である。 なお，屋外における本操作は原子炉格納容器ベント実施後の短期間において，フィルタ装置への水補給を行うものでないことから，大気中に放出された放射性物質から受ける放射線量は低下しているため作業可能である 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 また，ホース等の接続は速やかに作業ができるように，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の保管場所に使用工具，ホース等を配備する。 車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 ※：フィルタ装置水・薬液補給接続口（建屋内）へホースを接続する場合に必要な要員		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(5) c．の記載より再掲】 c．淡水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却手段は，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）がある。 (a) 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できず，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレイする。 スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように，スプレイの起動／停止を行う。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成としている。	g．原水槽を水源とした原子炉格納容器内の除熱 原水槽を水源とした原子炉格納容器内の除熱手段は，可搬型大型送水ポンプ車がある。 (a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の除熱 炉心の著しい損傷が発生した場合において，電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により原子炉格納容器内へのスプレイが AM 用消火水積算流量等にて確認できない場合，又は炉心の著しい損傷が発生した場合において，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に，ディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイができない場合は，可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。 ⅰ．手順着手の判断基準 (ⅰ)可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ 炉心損傷を判断した場合※1において，代替格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^5mSv/h 以上の場合。 【1.7.2.1(3)ｅ.】 (ⅱ)全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイをＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.7.2.2(2)ｆ.】	【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違（相違理由①） 【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違（相違理由①） 【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違（相違理由①） 【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違（相違理由①）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(5) c．(a) 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却手順については，「1.6.2.1(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 （ⅰ）原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	ⅱ．操作手順 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の除熱手順については，「1.6.2.2(1)b．(e) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで225分以内で可能である。	【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違（相違理由①） 【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違（相違理由①，⑤）
	e．淡水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は，原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）がある。	h．原水槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水 原水槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(a) 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器下部注水系（可搬型）により原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。 原子炉圧力容器破損後に，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冠水冷却するため，原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は，サプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため，ドライウェル水位を 0.02m～0.23m に維持する。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により原子炉・格納容器下部注水接続口（北），原子炉・格納容器下部注水接続口（東）及び原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を任意に選択できる構成としている。 ⅰ．手順着手の判断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候※1及び破損によるパラメータの変化※2により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水ができず，原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合※3。 ※１：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は，原子炉圧力容器内の水位の低下，制御棒の位置表示の喪失数増加，原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※２：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 ※３：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。 【1.8.2.1(1)c.】 ⅱ．操作手順 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)c．原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。		
	(b) 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）によりスプレイ管を使用して原子炉格納容器下部に注水することで，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。 原子炉圧力容器破損後は，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冠水冷却するため，原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は，サプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため，ドライウェル水位を 0.02m～0.23m に維持する。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により格納容器スプレイ接続口（北），格納容器スプレイ接続口（東）及び格納容器スプレイ接続口（建屋内）を任意に選択できる構成としている。	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	ⅰ．手順着手の判断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候※1及び破損によるパラメータの変化※2により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※3。 ※1：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は，原子炉圧力容器内の水位の低下，制御棒の位置表示の喪失数増加，原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。	ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器下部への注水が代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.8.2.1(1)ａ．(f)】	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	※２：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 ※３：設備に異常がなく，電源，燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。 【1.8.2.1(1)f.】	（ⅱ）全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器下部への注水をＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において，海水の取水ができないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.8.2.1(2)a.(f)】	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	ⅱ．操作手順 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)f. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)a.(f) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水開始まで225分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤）
	f．淡水タンクを水源とした原子炉ウェルへの注水 淡水タンクを水源とした原子炉ウェルへの注水手段は，原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）がある。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(a) 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェル注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉建屋等の水素爆発を防止するため，淡水タンクを水源として原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却し，原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制する。 ⅰ．手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において，原子炉格納容器内の温度が 171℃を超えるおそれがある場合で，原子炉格納容器頂部注水(可搬型)が使用可能な場合※2。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，燃料及び水源（淡水タンク）が確保されている場合。 【1.10.2.1(2)b.】 ⅱ．操作手順 淡水タンクを水源とした原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水手順については，「1.10.2.1(2)b. 原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水（淡水／海水）」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施し，作業開始を判断してから原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水開始まで 380 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 なお，一度ドライウェル主フランジ部が冠水するまで注水した後は，蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し，ドライウェル主フランジ部が冠水する水位を維持することにより，ドライウェル主フランジのシール部温度をシールの健全性を保つことができる温度以下に抑えることが可能である。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	g. 淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイ 淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイ手段は，燃料プール代替注水系（常設配管），燃料プール代替注水系（可搬型），燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）がある。 (a) 淡水タンクを水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に，淡水タンクを水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により使用済燃料プールへ注水する。 ⅰ．手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至った場合。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し，復旧が見込めない場合。 【1.11.2.1(1)a.】 ⅱ．操作手順 淡水タンクを水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水手順については，「1.11.2.1(1)a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【燃料プール注水接続口（北）又は燃料プール注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び	ⅰ．原水槽を水源とした使用済燃料ピットへの注水／スプレイ 原水槽を水源とした使用済燃料ピットへの注水／スプレイ手段としては，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。		
【比較のため 1.11.2.1(6)の記載より再掲】 (6) ポンプ車によるＮｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、ポンプ車を使用し、Ｎｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。 a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L.+33.06m 以下まで低下している場合。	(b) 淡水タンクを水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に，淡水タンクを水源とし大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により使用済燃料プールへ注水する。 ⅰ．手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至り，燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水ができない場合。ただし，燃料取替床へアクセスできる場合。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し，復旧が見込めない場合。	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に，原水槽を水源として可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。 ⅰ．手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60℃を超える場合，又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P.32.58m 以下まで低下している場合。 【1.11.2.1(1) g.】	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.13.2.5(4)の記載より再掲】 (4) ポンプ車によるＮｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、ポンプ車によるＮｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(6)「ポンプ車によるＮｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 淡水タンクを水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水手順については，「1.11.2.1(1) b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順については，「1.11.2.1(1) g．原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。	【大飯】設備の相違（相違理由⑨） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.11.2.1(6) ポンプ車によるＮｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の記載より再掲】 c．操作の成立性 上記の現場対応は１ユニット当たり緊急安全対策要員４名により作業を実施し、所要時間は、約4.8時間と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。 作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 また、ポンプ車によるＮｏ．２淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員10 名にて作業を実施し，作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水開始まで 380 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，速やかに作業が開始できるよう，原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 (c) 淡水タンクを水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し，燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に，大容量送水送水ポンプ（タイプⅠ）により，燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し，臨界を防止する。 ⅰ．手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し，さらに以下のいずれかの状況に至った場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が，使用済燃料貯蔵ラック上端＋6,000mm を下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。 【1.11.2.2(1)a.】 ⅱ．操作手順 淡水タンクを水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ手順については，「1.11.2.2(1)a. 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。	iii．操作の成立性 上記の操作は，災害対策要員６名及び災害対策要員（支援）２名にて作業を実施し，作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで 200 分以内で可能である。 また，使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては，災害対策要員３名及び災害対策要員（支援）２名にて作業を実施し，作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで 225 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，速やかに作業が開始できるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	iii．操作の成立性 作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【燃料プールスプレイ接続口（北）又は燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。		
	(d) 淡水タンクを水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより，使用済燃料プールの水位が異常に低下し，燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に，燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを優先して使用するが，これが機能喪失した場合は，可搬型のスプレイノズルを使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し，臨界を防止する。 ⅰ．手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し，さらに以下のいずれかの状況に至り，燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイができない場合。ただし，燃料取替床へアクセスできる場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が，使用済燃料貯蔵ラック上端＋6,000mm を下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。 【1.11.2.2(1)b.】	(b) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより，使用済燃料ピットの水位が異常に低下し，使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に，原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを実施することで使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し，臨界を防止する。 ⅰ．手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し，かつ水位低下が継続する場合。 【1.11.2.2(1)ｃ.】	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	ⅱ．操作手順 淡水タンクを水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ手順については，「1.11.2.2(1)b．燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。	ⅱ．操作手順 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ手順については，「1.11.2.2(1)ｃ．原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員10 名にて作業を実施し，作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ開始まで 380 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，速やかに作業が開始できるよう，原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，災害対策要員７名及び災害対策要員（支援）１名にて作業を実施し，作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで 150 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，速やかに作業が開始できるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】記載表現の相違
	h．淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへのスプレイ 淡水タンクを水源とした使用済燃料プールへのスプレイ手段は，化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイがある。 (a) 淡水タンクを水源とした化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に，化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し，臨界を防止する。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	ⅰ．手順着手の判断基準 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイが使用可能※であり，使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し，さらに以下のいずれかの状況に至った場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が，使用済燃料貯蔵ラック上端＋6,000mm を下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。 ※設備に異常がなく，電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されており，消火を必要とする火災が発生していない場合で，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の設置完了時間より早い場合。 【1.11.2.2(1)c.】 ⅱ．操作手順 淡水タンクを水源とした化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ手順については，「1.11.2.2(1)c.化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，初期消火要員（消防車隊）６名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ開始まで 125 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。化学消防自動車及び大型化学高所放水車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 【比較のため 1.13.2.1(6) ｊ．の記載より再掲】 ｊ．海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制手段としては，大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制がある。	ｊ．原水槽を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制 原水槽を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制手段としては，可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制がある。	【大飯】設備の相違 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより，使用済燃料ピットの水位が異常に低下し，使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に，原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより使用済燃料ピットにスプレイし，大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。	【大飯】設備の相違 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
		ⅰ．手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し，かつ水位低下が継続する場合において，燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づける場合に，海水が取水できないと判断し，原水槽の水位が確保され，使用できることを確認した場合。 【1.12.2.2(1)ｃ.】	【大飯】設備の相違 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(6) ｊ.（a）海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制手順については，「1.12.2.1(1)a.放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制」にて整備する。	ⅱ．操作手順 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制手順については，「1.11.2.2(1)ｃ.原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。	【大飯】設備の相違 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
		ⅲ．操作の成立性 上記の現場操作は，災害対策要員７名及び災害対策要員（支援）１名にて作業を実施し，作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。	【大飯】設備の相違 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(3)の記載より再掲】 (3) ろ過水タンクを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，ろ過水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料プールへの注水を行う手順を整備する。	(6) １次系純水タンクを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，１次系純水タンクを水源とした使用済燃料ピットへの注水を行う手順を整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(3) d．の記載より再掲】 d. ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水 ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水手段は，ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。	a．１次系純水タンクを水源とした使用済燃料ピットへの注水 １次系純水タンクを水源とした使用済燃料ピットへの注水手段としては，１次系補給水ポンプを使用した注水手段がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.11.2.1(7)の記載より引用】 (7) １次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、１次系純水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。	(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に，ろ過水タンクを水源として，ろ過水ポンプにより，ろ過水系配管，補給水系配管，残留熱除去系配管及び燃料プール冷却浄化系配管を経由して使用済燃料プールへ注水する。	(a) １次系純水タンクを水源とした１次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に，１次系純水タンクを水源として１次系補給水ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.11.2.1(7)の記載より引用】 a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L.+33.06m 以下まで低下している場合。		ⅰ．手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60℃を超える場合，又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P.32.58m 以下まで低下している場合。 【1.11.2.1(1) c.】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.13.2.5(5)の記載より再掲】 (5) １次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、１次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(7)「１次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水手順については，「1.11.2.1(1)c.ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 １次系純水タンクを水源とした１次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順については，「1.11.2.1(1)ｃ．１次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.11.2.1(7)の記載より引用】 c. 操作の成立性 上記の現場対応は 1 ユニット当たり緊急安全対策要員３名により作業を実施し、所要時間は約 60 分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）２名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してからろ過水ポンプによる使用済燃料プール注水開始まで 45 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから１次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで 25 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(3)の記載より再掲】 (3) ろ過水タンクを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，ろ過水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料プールへの注水を行う手順を整備する。	(7) ２次系純水タンクを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，２次系純水タンクを水源とした使用済燃料ピットへの注水を行う手順を整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	d. ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水 ろ過水タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水手段は，ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。	ａ． ２次系純水タンクを水源とした使用済燃料ピットへの注水 ２次系純水タンクを水源とした使用済燃料ピットへの注水手段としては，２次系補給水ポンプを使用した注水手段がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.11.2.1(2)の記載より引用】 (2) Ｎｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、Ｎｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。 a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50℃ を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L.+33.06m 以下まで低下している場合。	(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に，ろ過水タンクを水源として，ろ過水ポンプにより，ろ過水系配管，補給水系配管，残留熱除去系配管及び燃料プール冷却浄化系配管を経由して使用済燃料プールへ注水する。	(a) ２次系純水タンクを水源とした２次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に，２次系純水タンクを水源として２次系補給水ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。 ｉ．手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60℃を超える場合，又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P.32.58m 以下まで低下している場合。 【1.11.2.1(1)ｂ.】	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【大飯】記載方針の相違 ・泊は手順着手の判断基準を明確にした。
【比較のため 1.13.2.5(1) Ｎｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の記載より再掲】 使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、Ｎｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(2)「Ｎｏ．３淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水手順については，「1.11.2.1(1)c.ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 ２次系純水タンクを水源とした２次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順については，「1.11.2.1(1)ｂ． ２次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違（相違理由⑯）
【比較のため 1.11.2.1(2)の記載より引用】 c. 操作の成立性 上記の現場対応は１ユニット当たり運転員等１名により作業を実施し、所要時間は約 25 分と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）２名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してからろ過水ポンプによる使用済燃料プール注水開始まで 45 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）１名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから２次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで 30 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(3)の記載より再掲】 (3) ろ過水タンクを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，ろ過水タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料プールへの注水を行う手順を整備する。 a. ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。 (a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水 復水給水系，非常用炉心冷却系，低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ），代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が機能喪失した場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水を実施する。	(8) 脱気器タンクを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において，脱気器タンクを水源とした蒸気発生器への注水を行う手順を整備する。 a．脱気器タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水 脱気器タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水手段は，電動主給水ポンプを使用した注水手段がある。 (a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 重大事故等の発生時において，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合，又は補助給水ポンプが使用できない場合に，電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水を実施する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】運用の相違（相違理由①）
【比較のため 1.13.2.1(3)の記載より再掲】 (3) 復水ピットから脱気器タンクへの水源切替 重大事故等の発生時において、蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し、Ｎｏ．３淡水タンクが破損等により機能喪失した場合、脱気器タンクへの水源切替えを行う手順を整備する。			
【比較のため 1.2.2.1(2)ａ．の記載より引用】 a. 電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 補助給水ポンプ故障等により、補助給水流量等が確認できない場合に、外部電源により常用母線が受電され、蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。		ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合に，外部電源により常用母線が受電され，蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。 【1.2.2.1(2)ａ.】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 ・泊は他の手順と同様に「の」を加えて記載を適正化
【比較のため 1.13.2.1(3) 復水ピットから脱気器タンクへの水源切替の記載より再掲】 蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断し、さらにＮｏ．３淡水タンクの枯渇又は破損を水位低警報等により判断した際に、脱気器タンクの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 また、Ａ、Ｂ２次系純水タンクからＮｏ．３淡水タンクへの補給後、脱気器タンクの水位が確保され、使用できることを確認した場合。		（ⅱ）補助給水ピットから脱気器タンクへの切替え 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合に，脱気器タンクの水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由⑱） 【大飯】運用の相違（相違理由①） 【大飯】記載表現の相違

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.13.2.1(3)の記載より再掲】 b．操作手順 操作手順は、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2) a．「電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。 なお、水源切替え開始は、Ｎｏ．３淡水タンク使用中の場合、Ｎｏ．３淡水タンクの水位低警報発信から 500m³ に低下するまでに実施する。	【比較のため 1.13.2.1(3) a．(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(d) ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(d)ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却」及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)e. ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2) a．電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】運用の相違（相違理由①）
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) ⅲ．の記載より再掲】 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.3.2.1(2) b．の記載より引用】 b．電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが使用できない場合、脱気器タンク水を常用設備である電動主給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する手順を整備する。	【比較のため 1.13.2.1(3) a．の記載より再掲】 a．ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。 (a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水 復水給水系，非常用炉心冷却系，低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ），代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が機能喪失した場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水を実施する。	b．脱気器タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水 脱気器タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水手段は，電動主給水ポンプを使用した注水手段がある。 (a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 重大事故等の発生時において，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合，又は補助給水ポンプが使用できない場合に，電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水を実施する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
(a) 手順着手の判断基準 補助給水ポンプ故障等により、補助給水流量等が確認できない場合に、外部電源により常用母線が受電され、蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。		ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合に，外部電源により常用母線が受電され，蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。 【1.3.2.1(2) b．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 ・泊は他の手順と同様に「の」を加えて記載を適正化

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.13.2.1(3) 復水ピットから脱気器タンクへの水源切替の記載より再掲】 蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断し、さらにＮｏ．３淡水タンクの枯渇又は破損を水位低警報等により判断した際に、脱気器タンクの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 また、Ａ、Ｂ２次系純水タンクからＮｏ．３淡水タンクへの補給後、脱気器タンクの水位が確保され、使用できることを確認した場合。		（ⅱ）補助給水ピットから脱気器タンクへの切替え 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合に，脱気器タンクの水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由⑱） 【大飯】運用の相違（相違理由①） 【大飯】記載表現の相違
【比較のため 1.3.2.1(2) b．の記載より引用】 (b) 操作手順 操作手順は、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)a.「電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	【比較のため 1.13.2.1(3) a．(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(d) ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(d)ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却」及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)e. ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2)a. 電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) ⅲ．の記載より再掲】 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
	【比較のため 1.13.2.1(3) a．の記載より再掲】 a. ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。	c．脱気器タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水 脱気器タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水手段は，電動主給水ポンプを使用した注水手段がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.4.2.2(1) a．(b)の記載より引用】 (b) 電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 １次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、常用設備である電動主給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する手順を整備する。 ⅰ．手順着手の判断基準 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合に、外部電源により常用母線が受電され、２次冷却系の設備が運転中であり、蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。	【比較のため 1.13.2.1(3) a．(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 (a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水 復水給水系，非常用炉心冷却系，低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ），代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が機能喪失した場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水を実施する。	(a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 重大事故等の発生時において，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合，１次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，又は発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合に，常用設備である電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水を実施する。 ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合に，外部電源により常用母線が受電され，２次冷却系の設備が運転中であり，蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。 【1.4.2.2(1) a．(b)】 （ⅱ）電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合に，外部電源により常用母線が受電され，２次冷却系の設備が運転中であり，蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。 【1.4.2.3(1) e．(b)】 （ⅲ）補助給水ピットから脱気器タンクへの切替え 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合に，脱気器タンクの水位が確保され，使用できることを確認した場合。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由⑱） 【大飯】運用の相違（相違理由①） 【大飯】記載表現の相違
【比較のため 1.13.2.1(3) 復水ピットから脱気器タンクへの水源切替の記載より再掲】 蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断し、さらにＮｏ．３淡水タンクの枯渇又は破損を水位低警報等により判断した際に、脱気器タンクの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 また、Ａ、Ｂ２次系純水タンクからＮｏ．３淡水タンクへの補給後、脱気器タンクの水位が確保され、使用できることを確認した場合。			

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(3) a．(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(d) ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(d)ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却」及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)e. ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.4.2.2(1) a．(b) 電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) ⅲ．の記載より再掲】 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.5.2.1(1) b．の記載より引用】	【比較のため 1.13.2.1(3) a．の記載より再掲】 a．ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は，ろ過水ポンプを使用した注水手段がある。	d．脱気器タンクを水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水 脱気器タンクを水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水手段は，電動主給水ポンプを使用した注水手段がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
b．電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが使用できない場合、脱気器タンク水を常用設備である電動主給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する手順を整備する。	(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水 復水給水系，非常用炉心冷却系，低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ），代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が機能喪失した場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水を実施する。	(a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが使用できない場合に，電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水を実施する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.5.2.1(1) b．電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水の記載より引用】 (a) 手順着手の判断基準 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合に、外部電源により常用母線が受電され、蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。		ⅰ．手順着手の判断基準 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合に，外部電源により常用母線が受電され，蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。 【1.5.2.1(1) b．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(3) a．(a) ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 ろ過水タンクを水源としたろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(d) ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(d)ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却」及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するためのろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)e. ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については，「1.5.2.1(1)ｂ．電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(2) a．(a) ⅲ．の記載より再掲】 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(6) 海を水源とした対応手順 重大事故等時，海を水源とした原子炉圧力容器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器下部への注水，原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水／スプレイを行う手順を整備する。 重大事故等時，海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保，最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送，大気への放射性物質の拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火を行う手順を整備する。 a. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水） 原子炉圧力容器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器下部への注水，原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールの冷却に用いる常設の設備が使用できない場合に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による各種注水を行う。 本手順では重大事故等対応要員による水源特定，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の設置，接続口までのホース接続及び大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水までの手順を整備し，接続口から注水等が必要な箇所までの操作手順については各条文にて整備する（手順のリンク先については，1.13.2.1(6)c. ～1.13.2.1(6)g.，1.13.2.2(1)a.(c)に示す。）。 水源特定，接続口までのホース接続，送水の一連の流れはどの対応においても同じであり，水源から供給先までの距離によりホース数量が決まる。 なお，水源と接続口の選択は，水源と接続口の距離が最短となる組合せを優先して選択する（燃料プール代替注水系（可搬型）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）では，接続口ではなく原子炉建屋内に敷設したホースに接続する。）。 (a) 手順着手の判断基準 復水貯蔵タンク，サプレッションチェンバ，ろ過水タンク，淡水タンク，淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水ができない場合。	(9) 海を水源とした対応手順 重大事故等時，海を水源とした原子炉容器への注水，蒸気発生器への注水，原子炉格納容器内の冷却，原子炉格納容器内の除熱，原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料ピットへの注水／スプレイを行う手順を整備する。 重大事故等時，海を水源とした原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保，最終ヒートシンクへ熱を輸送するための代替補機冷却，大気への放射性物質の拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火を行う手順を整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【女川】記載表現の相違 ・泊の技術的能力 1.5 の記載表現に合わせ，条文間の記載表現を統一した。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(b) 操作手順 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水手順の概略は以下のとおり。概要図を第 1.13－6 図に，タイムチャートを第 1.13－7 図及び第 1.13－8 図に，海から各種注水ルート図を第 1.13－36 図及び第 1.13－37 図に示す。 ①発電所対策本部は，プラントの被災状況に応じて，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による海を水源とした各種注水，接続口の場所及び海水取水箇所を決定し，重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による海水の送水の準備開始を指示する。 ②a 取水口から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は，指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を移動させる。 ②b 海水ポンプ室から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は，指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を移動させ，防潮壁を開放し大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を防潮壁内へ移動させる。 ③重大事故等対応要員は，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の付属品を所定の場所に設置する。 ④重大事故等対応要員は，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）にホースを接続し，ミニマムフローラインを構成する。 ⑤重大事故等対応要員は，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の付属水中ポンプにホースを接続し，付属水中ポンプを海水取水箇所へ設置する。 ⑥重大事故等対応要員は，ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し，原子炉建屋付近に設置する。 ⑦重大事故等対応要員は，ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプⅠ）から注水用ヘッダまでのホースを敷設する。 ⑧重大事故等対応要員は，各接続先にホースを接続し，水の供給先に応じて必要な系統構成を実施する。 ⑨重大事故等対応要員は，海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による海水の送水準備完了を発電所対策本部へ報告する。 ⑩発電所対策本部は，重大事故等対応要員に海からの海水の送水開始を指示する。 ⑪重大事故等対応要員は，現場にて大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を起動及び送水圧力を設定し，水の供給先に応じた注水用ヘッダ付属の流量調整弁の開操作により海水の送水を開始し，発電所対策本部へ報告する。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(c) 操作の成立性 上記の操作は，重大事故等対応要員９名にて作業を実施し，作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による送水準備完了まで，取水口取水の場合 380 分以内，海水ポンプ室取水の場合 370 分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 構内のアクセスルートの状況を考慮して海から送水先へホースを敷設し，送水ルートを確保する。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 （添付資料 1.13.3） b. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給） 海を水源とした最終ヒートシンク（海洋）への代替熱輸送，大気への放射性物質の拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火が必要な場合に大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による各種海水供給を行う。 本手順では重大事故等対応要員による水源特定，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の設置，接続口までのホース接続及び大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による送水までの手順を整備し，供給先以降の操作手順については各条文にて整備する（手順のリンク先については，1.13.2.1(6)h.～1.13.2.1(6)k.に示す。）。 水源特定，接続口までのホース接続，送水の一連の流れはどの対応においても同じであり，水源から供給先までの距離によりホース数量が決まる。 なお，水源と接続口の選択は，水源と接続口の距離が最短となる組合せを優先して選択する。 (a) 手順着手の判断基準 海を水源とした最終ヒートシンク（海洋）への代替熱輸送，大気への放射性物質の拡散抑制及び航空機燃料火災への泡消火が必要な場合。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	(b) 操作手順 大容量送水ポンプ(タイプⅠ)又は大容量送水ポンプ(タイプⅡ)による送水手順の概略は以下のとおり。概要図を第1.13－9 図及び第1.13－10 図に，タイムチャートを第1.13－11 図及び第1.13－12 図に示す。 ①発電所対策本部は，プラントの被災状況に応じて，大容量送水ポンプ(タイプⅠ)又は大容量送水ポンプ(タイプⅡ)による海を水源とした各種供給を行うことを決定し，各種供給のための接続口の場所及び大容量送水ポンプ(タイプⅠ)又は大容量送水ポンプ(タイプⅡ)の海水取水個所への設置を決定し，重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ(タイプⅠ)又は大容量送水ポンプ(タイプⅡ)による海水の供給の準備開始を指示する。 ②a 取水口から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は，指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ(タイプⅠ)又は大容量送水ポンプ(タイプⅡ)を移動させる。 ②b 海水ポンプ室から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は，指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ(タイプⅠ)又は大容量送水ポンプ(タイプⅡ)を移動させ，防潮壁を開放し大容量送水ポンプ(タイプⅠ)又は大容量送水ポンプ(タイプⅡ)を防潮壁内へ移動させる。 ③重大事故等対応要員は，大容量送水ポンプ(タイプⅠ)又は大容量送水ポンプ(タイプⅡ)の付属品を所定の場所に設置する。 ④重大事故等対応要員は，大容量送水ポンプ(タイプⅠ)又は大容量送水ポンプ(タイプⅡ)の付属水中ポンプにホースを接続し，付属水中ポンプを海水取水箇所へ設置する。 ⑤重大事故等対応要員は，ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ(タイプⅠ)又は大容量送水ポンプ(タイプⅡ)から各接続先までのホースを敷設する。 ⑥重大事故等対応要員は，各接続先にホースを接続し，水の供給先に応じて必要な系統構成を実施する。 ⑦重大事故等対応要員は，海を水源とした大容量送水ポンプ(タイプⅠ)又は大容量送水ポンプ(タイプⅡ)による海水の供給準備完了を発電所対策本部へ報告する。 ⑧発電所対策本部は，重大事故等対応要員に海からの海水の送水開始を指示する。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	⑨重大事故等対応要員は，現場にて大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を起動及び水の供給先に応じて大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の送水圧力を設定し，海水の供給を開始したことを発電所対策本部へ報告する。 (c) 操作の成立性 上記の操作は，重大事故等対応要員 6 名にて作業を実施し，作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による送水開始まで取水口取水の場合 540 分以内，海水ポンプ室取水の場合 485 分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 構内のアクセスルートの状況を考慮して海から送水先へホースを敷設し，送水ルートを確保する。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 （添付資料 1.13.3）		
	【比較のため 1.13.2.1(6) c．の記載より再掲】 c．海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては，低圧代替注水系（可搬型）がある。	a．海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の海を水源とした蒸気発生器への注水手段は，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.2.2.1(2) b．の記載より引用】 b．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが使用できない場合において電動主給水ポンプが使用できず、かつ主蒸気圧力が約 3.0MPa[gage]まで低下している場合に、復水ピット水を蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）により蒸気発生器へ注水する手順を整備する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	(a) 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，海を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し，２次系純水タンク及び脱気器タンクが枯渇又は破損等により機能喪失した場合又は補助給水ポンプが使用できない場合において電動主給水ポンプ及び SG 直接給水用高圧ポンプが使用できず，かつ主蒸気ライン圧力が約 1.3MPa[gage]まで低下している場合に，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，海を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 なお，海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【大飯】設備の相違（相違理由②） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.2.2.1(2) b．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水の記載より引用】 (a) 手順着手の判断基準 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水が喪失した場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。		ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水が喪失した場合。【1.2.2.1(2) c．】 （ⅱ）補助給水ピットから海への水源切替 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失した場合。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【大飯】設備の相違（相違理由②）
	【比較のため 1.13.2.1(6) c．(a) 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合の低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2) c．海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
(c) 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名、現場にて１ユニット当たり緊急安全対策要員５ 名により作業を実施し、所要時間は約 110 分と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。	ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで230分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 また，速やかに作業が開始できるように，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，可搬型大型送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系統への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	
	【比較のため 1.13.2.1(6) c．の記載より再掲】 c．海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては，低圧代替注水系（可搬型）がある。	b．海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水手段としては，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.3.2.1(2) c．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水の記載より引用】	【比較のため 1.13.2.1(6) c．(a) 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】		
c．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプが使用できない場合に、主蒸気圧力が約3.0MPa［gage］まで低下している場合、復水ピット水を蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）により蒸気発生器へ注水する手順を整備する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 (a) 手順着手の判断基準 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水が喪失した場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。	(a) 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，海を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	(a)海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し，２次系純水タンク及び脱気器タンクが枯渇又は破損等により機能喪失した場合，又は補助給水ポンプが使用できず，さらに電動主給水ポンプ及び SG 直接給水用高圧ポンプが使用できない場合に，主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，海を水源とした蒸気発生器へ注水する。 なお，海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水が喪失した場合。 【1.3.2.1(2) d．】	【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照 【大飯】設備の相違（相違理由②） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照
		（ⅱ）補助給水ピットから海への水源切替 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失した場合。	【大飯】設備の相違（相違理由②）
(b) 操作手順 操作手順は、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)b.「蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合の低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b.低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2) c．海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・設備名称の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	iii．操作の成立性 （ｉ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで230分以内で可能である。	【大飯】設備の相違 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤）
	ｃ． 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては，低圧代替注水系（可搬型）がある。	ｃ． 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉容器への注水手段としては，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.13.2.2(4)の記載より再掲】 (4) 燃料取替用水ピットから海水への水源切替 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により供給が必要な場合、燃料取替用水ピットから海水に水源切替えを行う手順を整備する。	(a) 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，海を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 重大事故等の発生時において，原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合，非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合，発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合，又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，海を水源とした原子炉容器への注水を実施する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・大飯の技術的能力 1.4 及び 1.8 と同様の記載。 ・記載表現については女川審査実績を反映している。
【比較のため 1.4.2.1(1)ｂ．(d) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合。	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず，原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル３）以上に維持できない場合において，低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合※。 ※：設備に異常がなく，電源及び燃料が確保されている場合。 【1.4.2.1(1)a.(c)】	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ） 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水が代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合。 【1.4.2.1(1)ｂ.(d)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.4.2.1(2)ａ．(f) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 Ａ格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合。	（ⅱ） 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧容器の破損を判断した場合において，低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水が可能な場合※2。 ※１：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により認する。 ※２：低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。 【1.4.2.1(3)a.(c)】	（ⅱ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水をＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合。 【1.4.2.1(2)ａ.(e)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.4.2.3(1) b．(e) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合。		（iii） 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水（発電用原子炉停止中） 代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合。 【1.4.2.3(1) b．(e)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.4.2.3(2) a．(h) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 Ａ格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合。		（iv） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水（発電用原子炉停止中） Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水をＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合。 【1.4.2.3(2) a．(f)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.8.2.2(1) a．(d) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、原子炉への注水がＡ余熱除去流量等にて確認できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプを代替格納容器スプレイに使用していない場合。	（iii） 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず，低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合※2。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，電源及び燃料が確保されている場合。 【1.8.2.2(1)b.】	（v） 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できず，可搬型大型送水ポンプ車を原子炉格納容器下部への注水に使用していない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{5}mSv/h 以上の場合。 【1.8.2.2(1) a．(f)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・設備名称の相違
【比較のため 1.8.2.2(2) a．(e) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 Ａ格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水がＡ余熱除去流量等にて確認できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプを代替格納容器スプレイに使用していない場合。		（vi） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において，Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉容器への注水がＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できず，可搬型大型送水ポンプ車を原子炉格納容器下部への注水に使用していない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{5}mSv/h 以上の場合。 【1.8.2.2(2) a．(e)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.13.2.2(4)の記載より再掲】 炉心注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により、さらに復水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合。 また、燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替を実施した場合又は復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施した場合。		(vii) 燃料取替用水ピットから海への切替え 原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に，燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】運用の相違（相違理由⑧）
【比較のため 1.13.2.2(4)の記載より再掲】 b．操作手順 燃料取替用水ピットから海水への水源切替操作は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)b．(d)「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水」にて整備する。 なお、復水ピットを使用中の場合、復水ピットの水位異常低警報が発信するまでに水源切替えを開始する。	ii．操作手順 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合の低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ii．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)b．(d) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違（相違理由⑤） 【大飯】運用の相違（相違理由⑧）
【比較のため 1.4.2.1(1)b．(d) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の記載より引用】 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等 1 名、現場及び中央制御室にて 1 ユニット当たり緊急安全対策要員 12 名により作業を実施し、所要時間は約 4 時間と想定する。 ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン弁の電動弁は、電源が回復しない場合においては現場にて手動で操作する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。	iii．操作の成立性 (i) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員３名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水開始まで 260 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 速やかに作業が開始できるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 （ⅱ） 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，	可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	385 分以内で可能である。 (iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホース接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(6) c．の記載より再掲】 c．海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては，低圧代替注水系（可搬型）がある。	d．海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした蒸気発生器への注水手段としては，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(6) c．(a)の記載より再掲】 (a) 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，海を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 重大事故等の発生時において，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し，２次系純水タンク及び脱気器タンクが枯渇又は破損により機能喪失した場合，１次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により，余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，海を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 なお，海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違（相違理由②） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・大飯の技術的能力 1.4 と同様の記載。 ・記載表現については女川審査実績を反映している。 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.4.2.2(1) a．(c) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水の記載より引用】 電動主給水ポンプの故障等により蒸気発生器への注水を蒸気発生器水張り流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。		ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合。 【1.4.2.2(1) a．(d)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.4.2.2(2) a．(b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水の記載より引用】 タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。		（ⅱ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合。 【1.4.2.2(2) a．(c)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.4.2.3(1) e．(c) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水の記載より引用】 電動主給水ポンプの故障等により蒸気発生器への注水を蒸気発生器水張り流量等で確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。		（ⅲ） 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水（発電用原子炉停止中） 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により，蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合。 【1.4.2.3(1) e．(d)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.4.2.3(2) c．(b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水の記載より引用】 運転停止中にタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により蒸気発生器への注水が補助給水流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。		（ⅳ） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水（発電用原子炉停止中） 発電用原子炉停止中にタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合。 【1.4.2.3(2) c．(c)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照
		（ⅴ）補助給水ピットから海への切替え 蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由②）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(6) c．(a) 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合の低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b.低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2) c．海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.2.2.1(2) b．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水の記載より引用】 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名､現場にて１ユニット当たり緊急安全対策要員５ 名により作業を実施し、所要時間は約 110 分と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。	ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで230分以内で可能である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。		
【比較のため 1.4.2.2(1) c．の記載より引用】 c．蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード 主蒸気逃がし弁による原子炉の冷却効果がなくなり、低温停止へ移行する場合、蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードを行う手順を整備する。 蒸気発生器２次側フィードアンドブリードは、ポンプ車により海水を蒸気発生器へ注水し、主蒸気ドレンラインを経由し、蒸気発生器ブローダウンタンクより排出させ、適時放射性物質濃度等を確認する。 なお、海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 (a) 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合において、低温停止に移行する場合。	【比較のため 1.13.2.1(6) c．(a)の記載より再掲】 (a) 海水を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，海を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	(b) 海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード 主蒸気逃がし弁による発電用原子炉の冷却効果がなくなり，低温停止へ移行する場合に，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，海を水源とした蒸気発生器への注水による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードを実施する。 蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードは，可搬型大型送水ポンプ車により海水を蒸気発生器へ注水し，主蒸気ドレンラインを経由し，温水ピットに排出させ，適時水質を確認し排出する。 なお，海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード 余熱除去ポンプの故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し，原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合において，低温停止に移行する場合。 【1.4.2.2(1) c．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.4.2.2(2) c．蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードの記載より引用】 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、低温停止に移行する場合。		（ⅱ）全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により，余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し，原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に，低温停止に移行する場合。 【1.4.2.2(2) c．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.4.2.3(1) g．蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードの記載より引用】 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、低温停止に移行する場合。		（iii） 可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード（発電用原子炉停止中） 発電用原子炉停止中に余熱除去ポンプの故障等により，余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し，原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に，低温停止に移行する場合。 【1.4.2.3(1) g．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.4.2.3(2) e．蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードの記載より引用】 運転停止中に全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、低温停止に移行する場合。		（iv） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード（発電用原子炉停止中） 発電用原子炉停止中に全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により，余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し，原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に，低温停止に移行する場合。 【1.4.2.3(2) e．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
	【比較のため 1.13.2.1(6) c．(a) 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合の低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード手順については，「1.5.2.1(3) a．可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員６名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード開始まで 445 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業が開始できるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(6) c．の記載より再掲】 c．海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては，低圧代替注水系（可搬型）がある。 (a) 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，海を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	e．海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水 海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水手段は，可搬型大型送水ポンプ車がある。 (a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプが使用できず，さらに電動主給水ポンプ及び SG 直接給水用高圧ポンプが使用できず，かつ主蒸気ライン圧力が約 1.3MPa[gage]まで低下している場合，又は補助給水ポンプが使用できず，さらに SG 直接給水用高圧ポンプが使用できず，かつ主蒸気ライン圧力が約 1.3MPa[gage]まで低下している場合に，可搬型大型送水ポンプ車を起動し，海を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.5.2.1(1) c．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水の記載より引用】 補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプが使用できず、かつ主蒸気圧力が約3.0MPa〔gage〕まで低下している場合、復水ピット水を蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）により蒸気発生器へ注水する手順を整備する。			
【比較のため 1.5.2.2(1) b．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水の記載より引用】 補助給水ポンプが使用できず、かつ主蒸気圧力が約3.0MPa〔gage〕まで低下している場合、復水ピット水を蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）により蒸気発生器へ注水する手順を整備する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。		なお，海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.5.2.1(1) c．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水の記載より引用】 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水流量が喪失した場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。		ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水流量が喪失した場合。 【1.5.2.1(1) d．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.5.2.2(1) b．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による蒸気発生器への注水の記載より引用】 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水流量が喪失した場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピット水位が確保されている場合。		（ⅱ）全交流動力電源喪失時の海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により，補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水流量が喪失した場合。 【1.5.2.2(1) c．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.2.2.1(2)ｂ．の記載より引用】 (c) 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等１名､現場にて１ユニット当たり緊急安全対策要員５ 名により作業を実施し、所要時間は約 110 分と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。	【比較のため 1.13.2.1(6)ｃ．(a) 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合の低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b.低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 （ｉ） 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順については，「1.2.2.1(2)ｃ．海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）１名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで230分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。		【女川】記載内容の相違（相違理由⑤）
【比較のため 1.5.2.1(3) a．の記載より引用】 a. ポンプ車を使用した蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード 海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合，蒸気発生器２次側による炉心冷却手段によって原子炉を冷却した後に，海水を水源とするポンプ車を使用した蒸気発生器への注水による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード手順を整備する。	【比較のため 1.13.2.1(6) c．(a)の記載より再掲】 (a) 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合，残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に，低圧代替注水系（可搬型）を起動し，海を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。	(b) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合，又は全交流動力電源が喪失し，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却手段によって発電用原子炉を冷却した後に，海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車を使用した蒸気発生器への注水による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードを実施する。	【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.5.2.2(3) a．ポンプ車を使用した蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードの記載より引用】 全交流動力電源が喪失し，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合，蒸気発生器２次側による炉心冷却手段によって原子炉を冷却した後に，海水を水源としたポンプ車を使用した蒸気発生器への注水による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードを行う。 蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード時は，主蒸気ドレンラインを使用し，蒸気発生器ブローダウンタンクに排出させ，適時放射性物質濃度等を確認し排出する。 なお，海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。		蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード時は，主蒸気ドレンラインを使用し，温水ピットに排出させ，適時水質を確認し排出する。 なお，海水を蒸気発生器へ注水する場合，蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため，蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	【大飯】記載方針の相違 ・泊との比較は，上段にて実施している。 【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.5.2.1(3) a．ポンプ車を使用した蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードの記載より引用】 海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に，低温停止への移行を判断した場合。		ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に，低温停止への移行を判断した場合。 【1.5.2.1(3) a．】	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.5.2.2(3) a．ポンプ車を使用した蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードの記載より引用】 全交流動力電源が喪失し，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に，蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水，蒸気放出）手段によって低温停止への移行を判断した場合。		（ⅱ）全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード 全交流動力電源が喪失し，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に，蒸気発生器２次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水，蒸気放出）手段によって低温停止への移行を判断した場合。 【1.5.2.2(3) a．】	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
	【比較のため 1.13.2.1(6) c．(a) 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合の低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(1)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」，残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.4.2.1(3)a.(c) 低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却」，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水手順については，「1.8.2.2(1)b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード手順については，「1.5.2.1(3) a．可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード」にて整備する。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.5.2.1(3) a．ポンプ車を使用した蒸気発生器２次側のフィードアンドブリードの記載より引用】 (c) 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり緊急安全対策要員1名，現場にて1ユニット当たり緊急安全対策要員42名により作業を実施し，所要時間は，約48時間と想定している。 円滑に作業ができるように移動経路を確保し，可搬型照明，通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	ⅲ．操作の成立性 （ⅰ）低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は，作業開始を判断してから低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器２次側のフィードアンドブリード開始まで445分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	速やかに作業が開始できるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	【女川】記載内容の相違（相違理由⑤）
	d．海を水源とした原子炉格納容器内の冷却 海を水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイがある。	f．海を水源とした原子炉格納容器内の冷却 海を水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては，可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ及び可搬型大型送水ポンプ車を用いたＣ，Ｄ－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却がある。	【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.13.2.3(3) 燃料取替用水ピットから海水への水源切替の記載より再掲】 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により供給が必要な場合、燃料取替用水ピットから海水に水源切替えを行う手順を整備する。	(a) 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できず，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレイする。 スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように，スプレイの起動／停止を行う。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成としている。	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 重大事故等の発生時において，原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合，格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず，代替格納容器スプレイポンプ，電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に，代替格納容器スプレイポンプ，Ｂ－格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は，可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。	【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・大飯の技術的能力 1.6 と同様の記載。 ・記載表現については女川審査実績を反映している。
【比較のため 1.6.2.1(1)ｂ．(c) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合。	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※。 ※：設備に異常がなく，電源及び燃料が確保されている場合。 【1.6.2.1(1)a.(c)】	ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ）可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上かつ代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合。 【1.6.2.1(1)ｂ．(c)】	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.6.2.1(2)ａ．(d) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合。		（ⅱ）全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上かつＢ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイをＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合。 【1.6.2.1(2)ａ．(d)】	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.6.2.2(1)ｂ．(c) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合。	（ⅱ）原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができず，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※2。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，電源及び燃料が確保されている場合。 【1.6.2.2(1)a.(c)】	（ⅲ）可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10⁵mSv/h 以上の場合。 【1.6.2.2(1)ｂ.(c)】	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.6.2.2(2)ａ．(d) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合。		（ⅳ）全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において，Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイをＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10⁵mSv/h 以上の場合。 【1.6.2.2(2)ａ.(d)】	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.13.2.2.3(3)の記載より再掲】 格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した場合。 また、復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施した場合。		（ⅴ）燃料取替用水ピットから海への切替え 原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に，燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え，及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】設備の相違（相違理由⑥，⑦） ・泊３号炉の本手順は自主対策設備である可搬型大型送水ポンプ車を使用した手順であり，優先順位の高い重大事故等対処設備である代替格納容器スプレイポンプを使用した燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替えができない場合及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合に本手順に着手する。

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.13.2.3(3)の記載より再掲】 b．操作手順 燃料取替用水ピットから海水への水源切替操作は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1 (1) b．(c)「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。 なお、復水ピットの水位異常低警報が発信するまでに水源切替えを開始する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却手順については，「1.6.2.1(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却手順については，「1.6.2.1(1) b．(c) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1) b．(c) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】運用の相違 ・補助給水ピットへの切替えが成功した後，海を水源とした代替炉心注水手順に着手することにはなっていないが，重大事故等対処設備である補助給水ピットに可搬型大型送水ポンプ車により淡水又は海水を補給することも可能。
【比較のため 1.6.2.1(1) b．(c) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 上記の対応は中央制御室及び現場にて 1 ユニット当たり緊急安全対策要員 12 名により作業を実施し、所要時間は約 4 時間と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。可搬型ホース等の接続については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境は通常運転状態と同程度である。	ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで225分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業ができるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 （ⅱ）原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(6) d．(a)の記載より再掲】 (a) 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できず，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレイする。 スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように，スプレイの起動／停止を行う。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成としている。	(b) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内の冷却 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し，原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に，格納容器スプレイポンプの機能が喪失した場合，又は炉心の著しい損傷が発生した場合において，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により，原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に，可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を実施する。	【大飯】設備の相違 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・大飯の技術的能力 1.6 と同様の記載。 ・記載表現については女川審査実績を反映している。
【比較のため 1.6.2.1(2) b．(a) 大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の記載より引用】 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失している場合。		ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却（炉心損傷前） 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失している場合。 【1.6.2.1(2) b．(a)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違
【比較のため 1.6.2.2(2) b．(a) 大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の記載より引用】 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合。		（ⅱ）可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却（炉心損傷後） 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に，原子炉補機冷却機能が喪失し，原子炉補機冷却水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合。 【1.6.2.2(2) b．(a)】	
	【比較のため 1.13.2.1(6) d．(a) 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却手順については，「1.6.2.1(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却手順については，「1.7.2.2(1)ａ．可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.7.2.2(1) a．大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の記載より引用】 上記の対応は中央制御室にて運転員等１名、中央制御室及び現場にて緊急安全対策要員 20 名により作業を実施し、所要時間は約８時間と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。操作に係る移動経路及び操作場所に高線量の区域はない。 また、大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。周囲温度は外気温度と同程度である。ディスタンスピース取替えについては速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。	【比較のため 1.13.2.1(6) d．(a) 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却の記載より再掲】 ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員６名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却開始まで 275 分以内で可能である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤） 【大飯】記載方針の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(6) d．の記載より再掲】 d. 海を水源とした原子炉格納容器内の冷却 海を水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイがある。	g．海を水源とした原子炉格納容器内の除熱 海を水源とした原子炉格納容器内の除熱手段としては，可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ及び可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	(a) 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が故障により使用できず，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内にスプレイする。 スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサプレッションプール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないように，スプレイの起動／停止を行う。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成としている。	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の除熱 炉心の著しい損傷が発生した場合において，電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により原子炉格納容器内へのスプレイが AM 用消火水積算流量等にて確認できない場合，又は炉心の著しい損傷が発生した場合において，全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に，ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は，可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。	【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・大飯の技術的能力 1.7 と同様の記載。 ・記載表現については女川審査実績を反映している。
【比較のため 1.7.2.1(3) c．可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合。	【比較のため伊方３号炉技術的能力1.6まとめ資料 1.6.2.1(1)b.(b) 中型ポンプ車及び加圧ポンプ車による格納容器スプレイより引用】 ⅰ．手順着手の判断基準 代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイを代替格納容器スプレイライン流量により確認できない場合。	ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ 炉心損傷を判断した場合※1において，代替格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合。 ※１　炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{5}mSv/h 以上の場合。 【1.7.2.1(3) c．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【伊方】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.7.2.2(2) d．可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合。	【比較のため伊方３号炉技術的能力1.6まとめ資料 1.6.2.1(2)b.(c) 中型ポンプ車及び加圧ポンプ車による格納容器スプレイより引用】 格納容器スプレイポンプ（B，自己冷却式）による格納容器スプレイを格納容器スプレイライン B 流量により確認できない場合。	（ⅱ）全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ 炉心損傷を判断した場合※1において，B－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器内へのスプレイを B－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^5mSv/h 以上の場合。 【1.7.2.2(2) d．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【伊方】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
	【比較のため 1.13.2.1(6) d．(a) 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却手順については，「1.6.2.1(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の除熱手順については，「1.6.2.2(1) b．(c) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.6.2.2(1) b．(c) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 上記の対応は中央制御室及び現場にて 1 ユニット当たり緊急安全対策要員 12 名により作業を実施し、所要時間は約 4 時間と想定している。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。 可搬型ホース等の接続については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境は通常運転状態と同程度である。	ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員 6 名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 225 分以内で可能である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【取水口から海水を取水する場合】 【格納容器スプレイ接続口（北）又は格納容器スプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【格納容器スプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。		
【比較のため 1.7.2.2(1)ａ．の記載より引用】 a. 大容量ポンプを用いたＡ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失による格納容器スプレイポンプの機能が喪失した場合、格納容器の圧力及び温度を低下させるため、大容量ポンプ及びＡ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を行う手順を整備する。 (a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失している場合に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合。	【比較のため1.7.2.1(1)の記載より引用】 (1) 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 炉心の著しい損傷が発生した場合において，代替循環冷却系の運転により，原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることで原子炉格納容器の過圧破損を防止する。	(b) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたＣ，Ｄ－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 炉心の著しい損傷が発生した場合において，全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失による格納容器スプレイポンプの機能が喪失した場合，格納容器内自然対流冷却により，原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることで原子炉格納容器の過圧破損を防止する。 ｉ．手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において，全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失している場合に，原子炉補機冷却機能が喪失し，原子炉補機冷却水の通水を，原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合。 ※１　炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が１×10^{5}mSv/h 以上の場合。 【1.7.2.2(1)ａ.】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【比較のため 1.13.2.1(6) d．(a) 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却手順については，「1.6.2.1(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1)a.(c)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却手順については，「1.7.2.2(1)ａ．可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.7.2.2(1)ａ．大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の記載より引用】 (c) 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて運転員等１名、中央制御室及び現場にて緊急安全対策要員 20 名により作業を実施し、所要時間は約８時間と想定する。	【比較のため1.7.2.1(1) 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱の記載より引用】 (c) 操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び運転員（現場）２名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器ベント準備完了まで中央制御室からの操作が可能な場合は 15 分以内，中央制御室からの操作ができず現場で操作を実施する場合は 75 分以内，原子炉格納容器ベントの実施を判断してから原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱開始まで中央制御室からの操作が可能な場合は５分以内，中央制御室からの操作ができず現場で操作を実施する場合は 115 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員６名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却開始まで 275 分以内で可能である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載方針の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。操作に係る移動経路及び操作場所に高線量の区域はない。 また、大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。周囲温度は外気温度と同程度である。	円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。S/Cベント用出口隔離弁及びD/Wベント用出口隔離弁の操作場所は原子炉建屋付属棟内に設置することに加え，あらかじめ遮蔽材を設置することで作業時の被ばくによる影響を低減している。また，防護具を確実に装着して操作する。 遠隔手動弁操作設備を用いた人力操作については，操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であるため，容易に実施可能である。	円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。操作に係る移動経路及び操作場所に高線量の区域はない。 速やかに作業ができるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違 ・泊は，屋外作業もあるため作業環境の周囲温度と記載した。
ディスタンスピース取替えについては速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。			【大飯】設備の相違 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	e．海を水源とした原子炉格納容器下部への注水 海を水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は，原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）がある。 (a) 海を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器下部注水系（可搬型）により原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。 原子炉圧力容器破損後は，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冠水冷却するため，原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は，サプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため，ドライウェル水位を 0.02m～0.23m に維持する。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により原子炉・格納容器下部注水接続口（北），原子炉・格納容器下部注水接続口（東）及び原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を任意に選択できる構成としている。 ⅰ．手順着手の判断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候※1及び破損によるパラメータの変化※2により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水ができず，原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合※3。 ※１：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は，原子炉圧力容器内の水位の低下，制御棒の位置表示の喪失数増加，原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※２：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 ※３：設備に異常がなく，電源及び燃料が確保されている場合。 【1.8.2.1(1)c.】 ⅱ．操作手順 海を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)c．原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。	h．海を水源とした原子炉格納容器下部への注水 海を水源とした原子炉格納容器下部への注水手段は，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	iii．操作の成立性 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 (b) 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）によりスプレイ管を使用して原子炉格納容器下部に注水することで，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。 原子炉圧力容器破損後は，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冠水冷却するため，原子炉格納容器下部への注水を継続する。その際は，サプレッションプールの水位が外部水源注水量限界に到達しないようにするため，ド	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉格納容器の破損を防止するため可搬型大型送水ポンプ車により海水をスプレイノズル及びスプレイリングを使用して原子炉格納容器下部に注水することで，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心の冷却を実施する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・大飯の技術的能力 1.8 と同様の記載。 ・記載表現については女川審査実績を反映している。

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	ライウェル水位を 0.02m～0.23m に維持する。 なお，本手順はプラント状況や周辺の現場状況により格納容器スプレイ接続口（北），格納容器スプレイ接続口（東）及び格納容器スプレイ接続口（建屋内）を任意に選択できる構成としている。 ⅰ．手順着手の判断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候※1及び破損によるパラメータの変化※2により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で，原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※3。 ※1：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は，原子炉圧力容器内の水位の低下，制御棒の位置表示の喪失数増加，原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。 ※2：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は，原子炉格納容器下部温度の上昇又は指示値の喪失，原子炉圧力容器内の圧力の低下，原子炉格納容器内の圧力の上昇，原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下，原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。 ※3：設備に異常がなく，電源及び燃料が確保されている場合。 【1.8.2.1(1)f.】	ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ）海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 代替格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器下部への注水が代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合。 【1.8.2.1(1)a．(d)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.8.2.1(1)ｂ．(c) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合。			
【比較のため 1.8.2.1(2)ａ．(d) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合。		（ⅱ）全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 Ｂ－格納容器スプレイポンプの故障等により，原子炉格納容器下部への注水をＢ－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合。 【1.8.2.1(2)a．(d)】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違 「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の比較表参照
	ⅱ．操作手順 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)f．原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水手順については，「1.8.2.1(1)ａ．(d) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.8.2.1(1)ｂ．(c) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの記載より引用】 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等 1 名、中央制御室及び現場にて 1 ユニット当たり緊急安全対策要員 12 名により作業を実施し、所要時間は約 4 時間と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，作業開始を判断してから原子炉圧力容器破損後の原子炉格納容器下部への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，375 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水開始まで 225 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	【取水口から海水を取水する場合】 【原子炉・格納容器下部注水接続口（北）又は原子炉・格納容器下部注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 【原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，385 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 f．海を水源とした原子炉ウェルへの注水 海を水源とした原子炉ウェルへの注水手段としては，原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）がある。 (a) 海を水源とした原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において，原子炉建屋等の水素爆発を防止するため，海を水源として原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却し，原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制する。 ⅰ．手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において，原子炉格納容器内の温度が 171℃を超えるおそれがある場合で，原子炉格納容器頂部注水系(可搬型)が使用可能な場合※2。 ※１：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が，設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合，又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。 ※２：設備に異常がなく，燃料が確保されている場合。 【1.10.2.1(2)b.】 ⅱ．操作手順 海を水源とした原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水手順については，「1.10.2.1(2)b. 原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水（淡水／海水）」にて整備する。		【女川】記載内容の相違（相違理由⑤）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	iii．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水開始までの所要時間は下記のとおり。 海水ポンプ室から海水を取水する場合：370 分以内 取水口から海水を取水する場合：380 分以内 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 なお，一度ドライウェル主フランジ部が冠水するまで注水した後は，蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し，ドライウェル主フランジ部が冠水する水位を維持することにより，ドライウェル主フランジのシール部温度をシールの健全性を保つことができる温度以下に抑えることが可能である。 g．海を水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイ 海を水源とした使用済燃料プールへの注水／スプレイ手段は，燃料プール代替注水系（常設配管），燃料プール代替注水系（可搬型），燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）がある。 (a) 海を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に，海を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により使用済燃料プールへ注水する。 i．手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至った場合。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し，復旧が見込めない場合。 【1.11.2.1(1)a.】 ii．操作手順 海を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水手順については，「1.11.2.1(1)a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。	i．海を水源とした使用済燃料ピットへの注水／スプレイ 海を水源とした使用済燃料ピットへの注水／スプレイ手段は，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	iii．操作の成立性 作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【燃料プール注水接続口（北）又は燃料プール注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，370 分以内で可能である。 【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，370 分以内で可能である。 【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，370 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【燃料プール注水接続口（北）又は燃料プール注水接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。		

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.11.2.1(8)の記載より引用】 (8) 海水から使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、送水車を使用し、海水から使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。 a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L.+33.06m 以下まで低下している場合であって、かつ燃料取替用水ピット及びＮｏ．３淡水タンクの機能が喪失した場合又は燃料取替用水ピット及びＮｏ．３淡水タンクからの注水を実施しても水位低下が継続する場合。	(b) 海を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に，海を水源とし大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により使用済燃料プールへ注水する。 ⅰ．手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至り，燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水ができない場合。ただし，燃料取替床へアクセスできる場合。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し，復旧が見込めない場合。 【1.11.2.1(1)b.】	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失，又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に，海を水源として可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。 ⅰ．手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60℃を超える場合，又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P.32.58m 以下まで低下している場合。 【1.11.2.1(1)ｅ.】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】記載表現の相違 ・泊は手順着手の判断基準となる使用済燃料ピットの温度及び水位を明確に記載している。（大飯と同様） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.13.2.5(6) 海水から使用済燃料ピットへの注水の記載より再掲】 使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、海水から使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(8)「海水から使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水手順については，「1.11.2.1(1)b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順については，「1.11.2.1(1)ｅ．海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.11.2.1(8) 海水から使用済燃料ピットへの注水の記載より引用】 c. 操作の成立性 上記の現場対応は 1 ユニット当たり緊急安全対策要員 5 名により作業を実施し、所要時間は、約 2.7 時間と想定する。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員 10 名にて作業を実施し，作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水開始までの所要時間は下記のとおり。 海水ポンプ室から海水を取水する場合：370 分以内 取水口から海水を取水する場合：380 分以内	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，災害対策要員６名及び災害対策要員（支援）２名にて作業を実施し，作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで 200 分以内で可能である。 また，使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては，災害対策要員３名及び災害対策要員（支援）２名にて作業を実施し，作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで 250 分以内で可能である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯，女川】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.11.2.1(8) 海水から使用済燃料ピットへの注水の記載より引用】 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。 可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるよう送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。 作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 また、海水から使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，速やかに作業が開始できるよう，原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 (c) 海を水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し，燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に，大容量送水送水ポンプ（タイプⅠ）により，燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し，臨界を防止する。 ⅰ．手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し，さらに以下のいずれかの状況に至った場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が，使用済燃料貯蔵ラック上端＋6,000mm を下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。 【1.11.2.2(1)a.】 ⅱ．操作手順 海を水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ手順については，「1.11.2.2(1)a.燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要	円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，速やかに作業が開始できるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	な要員数及び所要時間は以下のとおり。 【海水ポンプ室から海水を取水する場合】 【燃料プールスプレイ接続口（北）又は燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，370 分以内で可能である。 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，370 分以内で可能である。 【取水口から海水を取水する場合】 【燃料プールスプレイ接続口（北）又は燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】 ・運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員９名にて作業を実施した場合，380 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。		
【比較のため 1.11.2.2(1)の記載より引用】 (1) 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合に、送水車及びスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする手順を整備する。	(d) 海を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより，使用済燃料プールの水位が異常に低下し，燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に，燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを優先して使用するが，これが機能喪失した場合は，可搬型のスプレイノズルを使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し，臨界を防止する。	(b) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより，使用済燃料ピットの水位が異常に低下し，使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に，海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを実施することで使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し，臨界を防止する。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違 【女川】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.11.2.2(1) 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイの記載より引用】 a．手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合。	ⅰ．手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し，さらに以下のいずれかの状況に至り，燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイができない場合。ただし，燃料取替床へアクセスできる場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が，使用済燃料貯蔵ラック上端＋6,000mm を下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。 【1.11.2.2(1)b.】	ⅰ．手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し，かつ水位低下が継続する場合。 【1.11.2.2(1)a.】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯，女川】設備の相違 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」の比較表参照 【女川】記載表現の相違 ・泊は，大飯と同様の記載としている。
【比較のため 1.13.2.6(1) 送水車による使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイの記載より再掲】 使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生した場合に、送水車及びスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)「送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。また、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合に、送水車及びスプレイヘッダにより海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、1.12.2.2(1)a.「送水車及びスプレイヘッダによる大気への拡散抑制」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ手順については，「1.11.2.2(1)b.燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ手順については，「1.11.2.2(1)a．海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は，海水と淡水が選択可能なため「海水を用いた」と記載し手段を明確にしている。 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由①）
【比較のため 1.11.2.2(1) 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイの記載より引用】 c．操作の成立性 上記の現場対応は１ユニット当たり緊急安全対策要員７名により作業を実施し、所要時間は約２時間と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。 可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるよう送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員10 名にて作業を実施し，作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ開始までの所要時間は下記のとおり。 海水ポンプ室から海水を取水する場合：370 分以内 取水口から海水を取水する場合：380 分以内 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，速やかに作業が開始できるよう，原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。大容量送水ポンプ（タイプⅠ）からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，災害対策要員７名及び災害対策要員（支援）１名にて作業を実施し，作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで 150 分以内で可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，速やかに作業が開始できるよう，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	
【比較のため 1.11.2.2(1) 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイの記載より引用】 作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 また、送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。		作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	【大飯】記載表現の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は，海水と淡水が選択可能なため「海水を用いた」と記載し手段を識別している。
	h. 海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保 海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）への冷却水を確保する手段としては，原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）がある。	j． 海を水源とした原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保 海を水源とした原子炉補機冷却設備への冷却水を確保する手段としては，原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプがある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）による手順新規追加
	(a) 海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が健全な場合は，自動起動信号による作動，又は中央制御室からの手動操作により原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）を起動し，原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保を行う。	(a) 海を水源とした原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保 原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプが健全な場合は，自動起動信号による作動，又は中央制御室からの手動操作により原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを起動し，原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保を行う。	
	ⅰ．手順着手の判断基準 残留熱除去系を使用した原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内の除熱が必要な場合。 【1.5.2.3(1)】	ⅰ．手順着手の判断基準 原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却が必要な場合。 【1.5.2.3(1)】	
	ⅱ．操作手順 海を水源とした原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保の手順については，「1.5.2.3(1) 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保の手順については，「1.5.2.3(1) 原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保」にて整備する。	
	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため，速やかに対応できる。	
		k．海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却 海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却手段としては，可搬型大型送水ポンプ車がある。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載方針の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため1.5.2.1(4)a.　大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の記載より引用】 海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、１次冷却材喪失事象が発生した場合、大容量ポンプを用いてA、D格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う手順を整備する。		(a) 海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において，１次冷却材喪失事象が発生した場合，又は全交流動力電源が喪失し，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に，可搬型大型送水ポンプ車を用いてC，D－格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。	(女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)
(a) 手順着手の判断基準 海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水、原子炉補機冷却海水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合。		ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ） 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し，原子炉補機冷却水又は原子炉補機冷却海水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合。 【1.5.2.1(4) a.】	【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)
【比較のため1.5.2.2(5)a.　大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の記載より引用】 全交流動力電源喪失が発生した場合。		（ⅱ） 全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 全交流動力電源喪失が発生した場合。 【1.5.2.2(4) a.】	【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため1.5.2.1(4)a.　大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の記載より引用】 (b) 操作手順 操作手順は、「1.7　原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」のうち、1.7.2.2(1)a.「大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」にて整備する。		ⅱ．操作手順 海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却手順については，「1.7.2.2(1) a．可搬型大型送水ポンプ車を用いたC，D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)
		ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員６名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから格納容器内自然対流冷却開始まで 275 分以内で可能である。	【大飯】記載方針の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	i．海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送 海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送手段は，原子炉補機代替冷却水系及び大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による補機冷却水確保がある。 (a) 海を水源とした原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の機能が喪失した場合，発電用原子炉の除熱，原子炉格納容器内の除熱及び使用済燃料プールの除熱ができなくなるため，原子炉補機代替冷却水系を用いた補機冷却水確保のため，原子炉補機冷却水系の系統構成を行い，原子炉補機代替冷却水系により補機冷却水を供給する。 常設代替交流電源設備により残留熱除去系の電源が確保されている場合に，冷却水通水確認後，残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード，サプレッションプール水冷却モード及び格納容器スプレイ冷却モード）を起動し，最終ヒートシンク（海）へ熱を輸送する。 ⅰ．手順着手の判断基準 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障又は全交流動力電源の喪失により原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）を使用できない場合。 【1.5.2.2(1)a.】 ⅱ．操作手順 海を水源とした原子炉補機代替冷却水系による最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送手順については，「1.5.2.2(1)a.原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保」にて整備する。 ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員６名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから運転員操作の系統構成完了までＡ系は 20 分以内，Ｂ系は 20 分以内，熱交換器ユニット水張りから原子炉補機代替冷却水系空気抜き完了までＡ系は 45 分以内，Ｂ系は 50 分以内，重大事故等対応要員操作の補機冷却水供給開始まで，取水口から海水を取水する場合は 540 分以内，海水ポンプ室から海水を取水する場合は 485 分以内で可能である。 なお，炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉補機代替冷却水系を設置する場合，原子炉格納容器ベント前の作業であることから，作業可能である。 円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，ホース等の接続は速やかに作業ができるように，熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の保管場所に使用工具及びホ	１．海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための代替補機冷却 海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための代替補機冷却手段は，可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車による補機冷却水確保がある。	（女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
	ースを配備する。 車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。室温は通常運転時と同程度である。		
	(b) 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による補機冷却水確保 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の機能が喪失した場合，原子炉補機代替冷却水系が使用できない場合は，残留熱除去系を使用した発電用原子炉からの除熱及び原子炉格納容器内の除熱ができなくなるため，原子炉補機冷却水系の系統構成を行い，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により，原子炉補機冷却系に海水を注入することで補機冷却水を供給する。 常設代替交流電源設備により残留熱除去系の電源が確保されている場合に，冷却水通水確認後，目的に応じた運転モードで残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード，サプレッションプール水冷却モード及び格納容器スプレイ冷却モード）を起動し，最終ヒートシンク（海）へ熱を輸送する。	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合，又は発電用原子炉の運転中又は停止中に全交流動力電源が喪失し，原子炉補機冷却機能が喪失した場合に，可搬型大型送水ポンプ車によりＡ－高圧注入ポンプ又はＡ－制御用空気圧縮機へ補機冷却水（海水）を通水し，Ａ－高圧注入ポンプ又はＡ－制御用空気圧縮機の機能を回復する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違 ・他条文と記載表現を統一している。 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・大飯の技術的能力 1.5 と同様の記載。 ・記載表現については女川審査実績を反映している。 【大飯】記載方針の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照
【比較のため 1.5.2.1(5) a．大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水の記載より引用】 海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水、原子炉補機冷却海水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプの系統構成が完了している場合。	ⅰ．手順着手の判断基準 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）機能喪失又は全交流動力電源喪失により原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が機能喪失した場合で，原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットが故障等により使用できない場合。 【1.5.2.2(1)b.】	ⅰ．手順着手の判断基準 （ⅰ） 可搬型大型送水ポンプ車によるＡ－高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，原子炉補機冷却機能が喪失し，原子炉補機冷却水又は原子炉補機冷却海水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合。 【1.5.2.1(5) a .】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違
【比較のため 1.5.2.2(5) a．大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水の記載より引用】 全交流動力電源喪失が発生した場合。		（ⅱ） 全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車によるＡ－高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 全交流動力電源喪失が発生した場合。 【1.5.2.2(5) a .】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
		（ⅲ） 可搬型大型送水ポンプ車によるＡ－制御用空気圧縮機への補機冷却水（海水）通水 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により，原子炉補機冷却機能が喪失し，原子炉補機冷却水又は原子炉補機冷却海水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に，長期的に中央制御室で主蒸気逃がし弁又は加圧器逃がし弁を操作する等，Ａ－制御用空気圧縮機の起動が必要と判断した場合。 【1.5.2.1(5) b .】	【大飯】記載方針の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		（ⅳ） 全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車によるＡ－制御用空気圧縮機への補機冷却水（海水）通水 全交流動力電源喪失が発生した場合に，長期的に中央制御室で主蒸気逃がし弁又は加圧器逃がし弁を操作する等，Ａ－制御用空気圧縮機の起動が必要と判断した場合。 【1.5.2.2(5)ｂ.】	【大飯】記載方針の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	ⅱ．操作手順 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による補機冷却水確保手順については，「1.5.2.2(1)b. 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による補機冷却水確保」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却手順については，「1.5.2.1(5)ａ．可搬型大型送水ポンプ車によるＡ－高圧注入ポンプ（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水」，「1.5.2.1(5)ｂ．可搬型大型送水ポンプ車によるＡ－制御用空気圧縮機（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.5.2.1(5)ａ．大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水の記載より引用】 上記の対応は中央制御室及び現場にて緊急安全対策要員20名により作業を実施し、所要時間は約9時間と想定する。	ⅲ．操作の成立性 上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員６名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による補機冷却水供給開始まで，取水口から海水を取水する場合は 575　分以内，海水ポンプ室から海水を取水する場合は 540 分以内で可能である。	ⅲ．操作の成立性 （ⅰ） 可搬型大型送水ポンプ車によるＡ－高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 可搬型大型送水ポンプ車によるＡ－高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員６名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原子炉補機冷却水系への補機冷却水（海水）通水開始まで 270 分以内で可能である。	【女川】記載内容の相違（相違理由⑤） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
円滑に作業ができるように移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。 可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。ディスタンスピース取替えについては速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。	円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 また，ホース等の接続は速やかに作業ができるように，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。	円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業が開始できるように，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違 【大飯】設備の相違 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照
	車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。室温は通常運転時と同程度である。	可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【比較のため 1.5.2.1(5)ａ．大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水の記載より引用】 作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。		作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，可搬型大型送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系統への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
		（ⅱ） 可搬型大型送水ポンプ車によるＡ－制御用空気圧縮機への補機冷却水（海水）通水 可搬型大型送水ポンプ車によるＡ－制御用空気圧縮機への補機冷却水（海水）通水操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び災害対策要員６名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原子炉補機冷却水系への補機冷却水（海水）通水開始まで 270 分以内で可能である。 円滑に作業ができるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業が開始できるように，使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。 また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，可搬型大型送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の比較表参照 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤）
【比較のため 1.5.2.1(6)の記載より引用】 (6) 大容量ポンプによる代替補機冷却 a. 補機冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却 海水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、大容量ポンプを使用し、補機冷却水を冷却することにより、余熱除去系を運転し低温停止へ移行する手順を整備する。		(b) 海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車による代替補機冷却 原子炉補機冷却海水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合，又は全交流動力電源が喪失し，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に，可搬型大容量海水送水ポンプ車を使用し，補機冷却水を冷却することにより，余熱除去系を運転し低温停止へ移行する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
【比較のため 1.5.2.2(5)ｂ．補機冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却の記載より引用】 全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプを使用し、補機冷却水を冷却することにより、余熱除去系を運転し低温停止へ移行する手順を整備する。			
【比較のため 1.5.2.1(6)ａ．補機冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却の記載より引用】 海水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、低温停止への移行を判断した場合。		ｉ．手順着手の判断基準 （ｉ） 補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却 原子炉補機冷却海水ポンプの故障等により，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に，低温停止への移行を判断した場合。 【1.5.2.1(6)ａ.】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）

泊発電所３号炉　技術的能力　比較表

灰色：女川２号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊３号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所３／４号炉	女川原子力発電所２号炉	泊発電所３号炉	相違理由
【比較のため 1.5.2.2(5) b．補機冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却の記載より引用】 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、低温停止への移行を判断した場合。		（ⅱ）全交流動力電源喪失時の補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に，低温停止への移行を判断した場合。 【1.5.2.2(6) a．】	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
	【比較のため 1.13.2.1(6) ⅰ．(b) 海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却の記載より再掲】 ⅱ．操作手順 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による補機冷却水確保手順については，「1.5.2.2(1)b．大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による補機冷却水確保」にて整備する。	ⅱ．操作手順 海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車による代替補機冷却手順については，「1.5.2.1(6) a．補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【女川】記載表現の相違 ・手順名称の相違，泊は大飯と同様の記載としている。
【比較のため 1.5.2.1(6) a．補機冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却の記載より引用】	ⅲ．操作の成立性	ⅲ．操作の成立性 （ⅰ）補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却	【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違（相違理由⑤）
上記の対応は中央制御室にて運転員等1名、現場にて緊急安全対策要員20名により作業を実施し、所要時間は約7時間と想定している。	上記の操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名及び重大事故等対応要員６名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による補機冷却水供給開始まで，取水口から海水を取水する場合は 575　分以内，海水ポンプ室から海水を取水する場合は 540 分以内で可能である。	補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却操作は，運転員（中央制御室）１名，運転員（現場）２名，災害対策要員３名及び復旧班員３名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから原子炉補機冷却海水系への海水通水開始まで 920 分以内で可能である。	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）
円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。	円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。また，ホース等の接続は速やかに作業ができるように，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。	円滑に作業できるように，移動経路を確保し，防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業が開始できるように，使用する資機材は可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は，汎用の結合金具であり，十分な作業スペースを確保していることから，容易に実施可能である。	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）
作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。室温は通常運転時と同程度である。	また，車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで，夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また，可搬型大型送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系統への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し，移送ルートを確保する。	【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違